

令和8年 第2回 定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和8年6月16日 開会

令和8年6月18日 閉会

美 深 町 議 会

令和 8 年第 2 回定例会
美深町議会会議録
第 1 号 （令和 8 年 6 月 1 6 日）

◎議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 4 号 令和 7 年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第 3 0 号の提案説明
- 第 8 議案第 3 1 号乃至議案第 3 4 号の提案説明
- 第 9 報告第 5 号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第 1 0 休会日の決定

◎出席議員（1 0 名）

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 番 木 下 広 悠 君 | 2 番 望 月 清 貴 君 |
| 3 番 中 瀬 亮 太 君 | 4 番 名 取 明 美 君 |
| 5 番 欠 員 | 6 番 田 中 真奈美 君 |
| 7 番 小 口 英 治 君 | 8 番 藤 原 芳 幸 君 |
| 9 番 和 田 健 君 | 1 0 番 荒 川 賢 一 君 |
| 1 1 番 南 和 博 君 | |

◎欠席議員（0 名）

出席説明員

◎美深町

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 町 長 草 野 孝 治 君 | 副 町 長 川 端 秀 司 君 |
| 総 務 課 長 小 林 一 仙 君 | 企画商工観光課長 小 野 勇 二 君 |
| 住民生活課長 中 野 浩 史 君 | 保健福祉課長 和 田 政 則 君 |

農 務 課 長	森 田 重 樹 君	建 設 水 道 課 長	町 屋 英 雄 君
会 計 管 理 者	中 村 稔 君	保 健 福 祉 グ ル ー プ 主 幹	奥 山 貴 弘 君
総 務 グ ル ー プ 主 幹	青 木 吉 信 君	企 画 グ ル ー プ 主 幹	渡 辺 善 美 君
経 済 産 業 グ ル ー プ 主 幹	前 田 直 久 君	生 活 環 境 グ ル ー プ 主 幹	川 端 健 君
税 務 グ ル ー プ 主 幹	神 野 勝 彦 君	農 業 グ ル ー プ 主 幹	加 藤 保 昭 君
建 設 林 務 グ ル ー プ 主 幹	田 畑 尚 寛 君	水 道 住 宅 グ ル ー プ 主 幹	元 岡 友 之 君

◎教育委員会

教 育 長	杉 本 力 君	教 育 次 長	中 林 秀 文 君
教育グループ主幹	前 田 貴 也 君	教育グループ主幹	久 保 元 樹 君

◎農業委員会

農 業 委 員 会 会 長	藤 本 博 君	事 務 局 長	森 田 重 樹 君
---------------	---------	---------	-----------

◎監査委員事務局

代 表 監 査 委 員	渡 邊 幸 一 君	事 務 局 長	内 山 徹 君
-------------	-----------	---------	---------

◎議会事務局

事 務 局 長	内 山 徹 君	事 務 局 副 主 幹	服 部 満 君
---------	---------	-------------	---------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は 10 名全員出席です。定足数に達していますので、令和 8 年第 2 回美深町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において 2 番 望月議員、3 番 中瀬議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第 2 会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から 18 日までの 3 日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 18 日までの 3 日間に決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第 3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

内山事務局長。

○事務局長（内山 徹君） 諸般の報告をいたします。まず、閉会中の議長の動向および各委員会の活動につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中、議長が受理しました陳情等について申し上げます。日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書ほか 4 件であり、議会側議案に写しを添付しています。次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。町長から美深町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告、美深町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告、以上 2 件を受理しております。受理しました 2 件につきましては、議会側議案に写しを添付しています。次に、本定例会の提出議案について申し上げます。長側提出のものは、条例の一部改正 1 件、補正予算 4 件、報告 1 件の合計 6 件です。議会側提出のものは委員会報告 1 件です。次に、一般質問について申し上げます。一般質問の通告者は、藤原

議員、望月議員、木下議員の３名です。次に、説明員については一覧表を配布しております。最後に、一般質問においては、インターネットへの録画配信を行うため、議場内で録画を行っておりますので、ご理解をお願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第４、町長から行政報告について発言を求められていますので、これを許します。

草野町長。

○町長（草野孝治君） おはようございます。行政報告といたしまして、令和７年度各会計の決算状況についてと、今春の農作業状況と農作物の生育状況についての２点についてご報告申し上げます。

まず、１点目の令和７年度の実深町各会計の決算状況について報告申し上げます。令和７年度会計につきましては、お手元に資料を配布してございますが、５月３１日をもって出納を閉鎖し、現在、計数確認と決算書の調製にあたっているところでありますが、歳入・歳出の決算状況につきまして、一般会計から順にご報告申し上げます。令和７年度の一般会計は、一般廃棄物中間処理施設の建設や町民体育館の改修工事など大型事業に加え、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した社会福祉施設への食材費高騰対策支援や商工業者・農業者へのエネルギー・燃料価格高騰対策などを行ったことから、決算規模としては前年度に比べ、７億６,２００万円余り上回る状況となりました。歳入では、町税は４億１,３９６万９,６６１円で、前年比で１,２１４万２,６３９円の増加、地方交付税については３５億２,６９２万１千円と前年比で４,８９２万３千円の増加となっております。尚、令和７年度から令和８年度へ繰り越した事業は、明許繰越６事業で２億８,７７７万２千円となっております。繰越事業の詳細については、議案書の報告第４号でご説明を申し上げます。この結果、歳入６４億９,７２６万６,０７９円、歳出５８億８,０５５万２,６３７円、差し引き６億１,６７１万３,４４２円の黒字であります。この実質収支額のうち、翌年度に繰り越す財源４,２０７万５,０００円を除いた額の約半分、２億８,７４０万円を財政調整基金に編入しまして、残る２億８,７２３万８,４４２円を令和８年度会計へ繰り越しいたします。次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険につきましては、被保険者数が年々減少傾向にあり、前年度比で被保険者数が２.１％、保険給付費も９.２％減少しております。また、資産割廃止による税収減少などに伴い、不足する歳入１,９８２万２５７円を国保財政調整基金から繰り入れたことから、令和７年度の決算額は歳入・歳出ともに４億６,９４２万９６９円となるものであります。

尚、国保財政調整基金の年度末現在高は１億２,４０２万３,８７４円となっております。次に、後期高齢者医療保険特別会計について申し上げます。この特別会計の主な事業は、保険料の徴収と北海道後期高齢者医療広域連合への保険料納付などとなっております。後期高齢者の被保険者数は減少傾向にありますが、保険料収入の増加により、広域連合への納付金については前年度と比べ増加となっております。令和７年度の決算額は、歳入９,０３１万６,８４４円、歳出９,０２０万３,８４４円、差し引き１１万３,０００円を令和８年度会計に繰り越したところでございます。次に、介護保険特別会計について申し上げます。第１号被保険者数は前年度比２.９％減少し、要介護・要支援認定者数についても前年度比１.０％の減少となりました。要介護認定等を受けた介護サービス受給者に係る保険給付費については、前年度と比較して４.９％の増加となったところであります。令和７年度の決算額は、歳入６億２,０１０万３,３８１円、歳出６億１,３７５万９,２５４円、差し引き６３４万４,１２７円を令和８年度会計に繰り越したところであります。尚、介護給付費準備基金の年度末現在高は４,３４４万６,８４４円となっております。次に、簡易水道事業会計について申し上げます。水の安定供給と経営効率化に努めた結果、収益的収支で４９万９,７７０円の純利益が生じました。また、資本的収支では３,２９１万２,７３０円の不足が生じましたが、これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんした結果、翌年度繰越現金は４億８９１万３３６円となるものであります。次に、下水道事業会計について申し上げます。公衆衛生の維持及び保守・管理に万全を期し、環境・公衆衛生の充実に努めてきた結果、収益的収支で１,０８７万４,８６６円の純利益が生じました。また、資本的支出では７,１９１万６,１５３円の不足が生じましたが、これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度剰余金、当年度損益勘定留保資金をもって補てんした結果、翌年度繰越現金は７６９万１,７７０円となるものであります。以上が各会計の決算状況の報告でございます。

次に２点目、今春の農作業状況と配布資料はですね、６月１日現在となっておりますが、直近、６月１５日現在のですね、農作物生育状況等について報告申し上げます。まず気象経過としましては、今年は積雪が平年より少なかったことから、平年より２９日早い４月６日には積雪ゼロとなりました。４月は低気圧や前線の影響で雨や雪の降った日が多く、４月上旬の降水量は平年より多くなりましたが、それ以降は高気圧に覆われた日が多かったことから、月を通じて平年より気温は高く、日照時間も多く推移いたしました。５月は連休中の降雪や、中旬に低温となる日もありましたが、気温は平年より高く推移しております。次に、農作業状況につきましては、耕起作業は、水田は平年より２日早い４月２７

日頃から、畑地は平年より4日早い4月22日頃から始まりました。移植・植付作業につきましては、水稻は平年並み、てん菜は5日早く、馬鈴しょは降雨の影響により平年より2日遅く作業を終えております。その他、かぼちゃの定植作業は6月に入ってから始まり、現在、最盛期を迎えております。そばの播種作業は今週から始まる見込みとなっております。次に、主要農作物の生育状況でございますが、水稻の生育は平年並みとなっております。小麦の生育は、秋まき小麦については平年より5日ほど早く推移しております。春まき小麦については、初冬まき栽培は平年並み、慣行栽培は平年より4日遅く播種作業を終えており、生育は順調に進んでおります。牧草の生育は平年並みに推移しております。1番草の収穫は平年より4日早く始まりましたが、5月上旬の降雨や5月中旬の日照不足をはじめとする悪条件が重なり、収穫量は減少傾向にあります。ホワイトアスパラガスは、平年並みの4月8日から出荷が始まりました。太物規格は昨年同様に少なく、価格は高値で推移しており、収穫は6月末頃まで続く見込みとなっております。ハウス栽培のグリーンアスパラガスは4月10日から出荷が始まり、5月24日で受け入れを終了しております。収量は昨年より少ない状況ですが、価格は高値で推移しております。露地栽培のグリーンアスパラガスは、5月連休中の降雪や中旬の低温の影響を受けた地域もありますが、昨年と同時期の5月12日から出荷が始まりました。6月13日の土曜日、降水の影響により傷がつき、被害が3件の農家で確認されております。価格は高値で推移しており、収穫は6月末まで続く見込みとなっております。恩根内放牧場については、5月25日から入牧を開始しております。放牧頭数は6月15日現在で乳牛89頭、肉牛74頭の163頭となっております。今後は順次、馬を含めて入牧を予定してございます。以上、農業関係の報告とし、2点の行政報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の行政報告に関し、お尋ねの向きがありましたら発言願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 別段なければ本件報告済みといたします。議場の中が非常に暑いので、暑い方は上着を脱いでよろしいです。

◎日程第5 報告第4号 令和7年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告
について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 報告第4号 令和7年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についてであります。提出者から報告を願います。

小林総務課長。

○総務課長（小林一仙君） それでは、報告第４号についてご説明申し上げます。議案書は９ページ、お開きください。報告第４号 令和７年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。令和７年度美深町一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告します。次の１０ページをお開きください。１０ページの表でご説明申し上げます。この繰越明許費は、令和７年度一般会計補正予算第６号、第８号、第９号で設定した計６本の繰越事業に係るものです。繰越明許費として設定した合計額は、１０ページの表の１番下の合計の右側にある２億９,３７３万６千円。このうち、翌年度に繰り越した総額はその右側に記載しております、２億８,７７７万２千円となっております。表の上から順に説明申し上げます。１行目、２款 総務費、１項 総務管理費、地域経済循環創造事業は、１月の第１回臨時会で補正したものです。通称ローカル１万プロジェクトという国の事業で、民間事業者が地域の資源を活用して新たに地域活性化に取り組む事業に対し、事業化段階で必要な初期投資費用について支援するものです。８年度にまたがっての実施となることから繰り越しをしてございます。財源のうち、未収入特定財源はこの支援額１,３３０万３千円のうち、４分の３が国からの地方経済循環創造事業交付金、これが記載しているとおり、９９７万７千円。残りは一般財源となっております。２行目、２款 総務費、１項 総務管理費、食料品等価格高騰対策事業は、１月の第１回臨時会で補正したものです。町民１人当たり２万４千円を給付する事業で、年度内の給付完了が難しかったことから繰り越しをしてございます。こちらは６月１０日現在３,４７７人、８,３４４万８千円を給付済みです。進捗率としては９７.４８％。残りは約９０人ほどを見込んでございます。申請期限は今週末１９日となっております。未収入特定財源は国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金７,９８９万５千円をあて、残りを一般会計としてございます。３行目、４款 衛生費、１項 保健衛生費、びふか葬苑火葬炉補修事業については、第１回定例会で補正したものです。びふか葬苑火葬炉の操作盤タッチパネルの故障を補修するための工事です。部品調達に４ヶ月以上要する見込みであったため、繰越明許費としたもので、工期は来年の２月２８日まで。これは３月３０日に契約しまして、２７９万４千円を繰り越し、財源は全額一般財源となっております。４行目、７款 商工費、１項 商工費のびふか温泉ろ過設備補修事業については、第１回臨時会に補正をしてございます。工事には、びふか温泉を休業する必要があったことから、閑散期である３月から４月にかけて工事を実施するということで繰り越しをしてございます。２月９日に契約し、６１９万３千円を繰り越し、工事は４月１３日に完了しております。財源は全額一般財源となっております。５行目、１０款 教育費、６項 社会教育費の文化会館ＣＯＭ１００非常用蓄電設備更新

事業、12月の定例会で補正をしております。蓄電池及び直流電源装置の不具合を改修するためのものです。3月16日に契約をしまして、2,244万円を繰り越し、工期は12月18日まで、財源は全額一般財源となっております。最後に6行目、10款 教育費、7項の保健体育費、美深町民体育館冷房設備設置事業は、2月の第3回臨時会で追加しております。当初は8年度に実施を計画していたのですが、学校施設環境改善交付金事業の前倒しの追加配分があったため、繰り越し事業として実施することにしたものでございます。3月23日に契約した工事費1億5,510万円と、事務費分の160万円を合わせた1億5,670万円を繰り越しております。工期は来年の2月26日まで。財源には、国庫補助金の学校施設環境改善交付金、補助率2分の1が7,832万5千円と、補助残分のうち、充当率100%の学校教育施設等整備事業債が7,750万円、合計1億5,582万5千円が未収入特定財源、残りは一般財源としております。以上、報告第4号の説明といたします。

○議長（南 和博君） 只今の報告第4号に関し、お尋ねの向きがありましたら発言願います。

10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 上から2段目の食料品等の高騰対策事業、スタートが随分遅れて歩んできましたけれども、未だにまだ90名の方が手続きをしていないということですが、その方に対しての周知方法等はどのような状況を考えていますか、お伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 青木総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（青木吉信君） まだ出ていない方いらっしゃいまして、6月の8日にですね、出ていない方については通知の方を送らせていただきまして、6月19日までに口座の方を確認したいので、確認書の方を提出してくださいという文書を送っております。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 当然、2回目の6月8日に出しているということで、あれですか、もしその時点で連絡が来ない場合は、電話等の連絡というのも考えているのですか。

○議長（南 和博君） 青木総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（青木吉信君） 電話による連絡はですね、詐欺等も最近ありますので、電話については考えておりません。今回19日でさらに出てこない方についてはですね、再度、最終通知を出す予定ではおりますが、先週、出していくうちにですね、ちらほら通知の方は来ておりますので、大体出揃うのかなと考えております。

○議長（南 和博君） 他ありませんか。なければ本件報告済みといたします。

◎日程第6 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第6 一般質問を行います。一般質問の通告者は3人です。発言の順序は通告の順序といたします。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは、通告順に従って発言を許します。

8番藤原君。

○8番（藤原芳幸君） それでは一般質問を始めさせていただきます。北海道の人口は今年、初めて500万人を切り、あの札幌市でさえ減少に転じました。そもそも日本の人口が減少に転じており、我が国では昨年は300万人以上の方が減少している状況では、北海道のさらに地方の人口が増えることは、私は、絶望的な話だというふうになんか思っております。本町は人口の減少の抑制策を講じてきておりますが、人口が減少することを前提に、今後は、どう、うまく縮んでまちを残すかが重要なことであると考えております。大型事業がピークとなる今年度以降の運営が重要であることとの考えから、また、私自身の任期もあと1年足らずとなったことなども踏まえまして、これまで議論してきた課題も含め、今後の町の運営を町長、そして教育長に伺うものであります。どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。それでは、事前に通告してありました質問の要旨について読み上げてまいります。項目は行政・教育、件名は人口減少に基金の減少、これからのまちの運営はということで質問をいたします。美深町は人口が減少することを前提としたまちの運営を進める必要があると考えます。昭和35年の1万4,046人をピークに、今日まで65年間、人口減少が続いておりますが、本町のまちづくりは日本の高度成長にも支えられ、昭和46年に総合計画が制定されて以来、時代の要請に応じて計画が作られ、特に昭和50年代から平成にかけて、町内のインフラが、インフラ整備が一気に進みました。第6次総合計画は6年目を迎えましたが、そのインフラの老朽化が今、大きな問題となってきました。本年度は老朽化した体育館や特別養護老人ホームの改修、広域での焼却炉建設が重なり、一般会計予算は72億8,900万円と過去2番目となる予算になり、基金も大きく減少するものとなります。完成後は予算編成も厳しくなり、事業内容が極めて重要になってくるものと考えます。また、人口減少が続く現状では、地方交付税や町税等にも影響が及び、さらには国の人口も減少に転じており、これまでの人口減少とは背景が異なってきております。これまでの行政サービスや産業基盤を堅持していくことが厳しくなることが想定され、定住人口が減少する現実を踏まえ、規模が小さく、規模が縮小しても安心して暮らせるまちをどう築いていくのか。この点について、町長並びに教育長に

考え方を伺うものであります。具体的には4点ございまして、まず1点目、今後の人口の推移を見ると、町有施設の再編というものは避けられないと思います。町も整理が必要との認識をしております、老朽化した町有住宅を主に整理を進めておりますけれども、他の施設についても施設再編のボーダーラインを設定し、統廃合や有効利用を進めるべきと考えます。特に学校の在り方は重要な問題であり、道内各地では学校の小中一貫の取り組みが進んできており、理由についてはどこもほぼ同じであります。本町も議論を進める必要があると考えますが、町長、そして教育長の考えを伺いたいと思います。続きまして、2点目。本町は事業評価制度を取り入れ、次年度に反映をさせてきておりますけれども、厳しくなる財政状況下では、より各種事業における効果や目的の達成度の精査が必要であると考えます。今後の社会情勢を鑑みると、さらなる事業コストの増は避けられない状況で、歳入が増えなければ、すべての事業を同じように継続することは難しくなり、あれもこれもから、これよりもこちらと優先順位を明確にする必要性を感じます。現状では、まち全体がまだ今後への危機意識が薄いように私は感じますけれども、町長の認識を伺うものでございます。3点目、農業者の減少はまちの人口減少にもつながる問題で、まちも様々な手は打ってきておりますけれども、残念ながらこれまでも離農者が発生している状況であり、離農した耕作地は規模拡大で耕作面積は維持してきておりますが、今以上の規模拡大は厳しいとの話も聞かれます。まず、現行の農業経営者が安定して経営できる環境を維持するとともに、規模拡大を目指す経営者には支援策を講じて、何よりもこの地で営農活動を続けてもらうということが大変重要であり、今後の美深農業に対する町長の考え方を伺います。続いて4点目、職員は今、全員が机にパソコンを備えて作業を行っておりますけれども、デジタル化が進んだとはまだ言い難い状況だと思っております。デジタル技術を有効に活用し、作業効率の向上を目指すべきではないかと考えます。また、事務事業にAIの活用を想定した利用条件整備も必要になってきております。もはやデジタル技術は行政運営に不可欠で、DX、デジタルトランスフォーメーションの人材育成を行い、積極的に活用していく必要があると思いますけれども、今後のデジタル化に対する町長の考え方を伺うものでございます。先ほど申し上げたように、1番の学校に関する質問に関しては、町長並びに教育長にも答弁をお願いしたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 藤原議員からですね、人口減少に基金減少、これからのまちの運営はということで、4点にわたってですね、ご質問をいただいたわけでございますが、順次、ご答弁申し上げたいと思います。まず1点目の町有施設の再編に関してのご質問で

ざいますが、公共施設の管理の考え方につきましては、第6次美深町総合計画や美深町公共施設等総合管理計画で整理しているところであります。基本的な考え方としては、施設の複合化・集約化による機能維持の向上、予防保全的な修繕による施設の長寿命化、近隣市町村の既存施設の活用や共同設置による施設総量の抑制を図るとしており、築30年以上で行政としての利用目的がない施設については売却または取り壊すという基本的な方針を持っています。議員のおっしゃるとおり、まちの規模が小さくなる状況の中で、施設の統廃合と有効利用を進めることは必要であると認識しておりますが、地域住民の想いや、培ってきた文化なども考慮すると、一律に施設を再編することは難しいことですので、施設ごとに検討・協議を重ねながら慎重に進めてまいります。小中一貫教育の取り組みについては、本町における少子化の進行や将来の児童・生徒数の推移を見極める中、将来への学校のあり方について検討していただくよう、すでに教育委員会に要請しているところでございますので、後ほど教育長より答弁を申し上げます。それと冒頭ですね、質問の要旨の中で、藤原議員から特別養護老人ホームの改修というようなご質問がございましたけれども、ご承知かと思えますけれども、特別養護老人ホームは移転・新築ということですので、よろしくお願ひしたいと思います。続いて2点目の町財政への危機意識に関してのご質問でございますが、人口減少や高齢化が進み、町税をはじめとした歳入の減少が見込まれる中、行政改革の推進や、行政評価による既存事業の適否の判断、経常的経費の抑制に取り組んでいるところでありますが、公共施設の大規模改修などの大型事業が続くことから、今後、財政運営は厳しくなっていくと認識しております。新規事業の選択と既存事業の適否の判断は、総合計画のローリングや事務事業評価、各年度の予算編成において査定しているところであり、行政サービスを維持できるよう努めてまいります。町全体が財政への危機意識が薄いところのご指摘でございますが、職員には特に予算編成時に財政状況について共通認識を持って当たっております。特にですね、新規事業にあっては、財源確保も財源確保策も併せて提案するように申し上げているところでございます。議会においても、特に決算審査の際には将来の見通しを含めてご説明し、審査いただいておりますので、ご理解は深いものでないかと思っております。また、町民の皆さんに対しては、町広報紙への予算・決算の概要や、町政執行方針の掲載、まちづくり懇談会やまちづくり推進町民会議など、懇談の場を通じた情報発信、説明を行っているところでありますので、個々の、個々人の解釈が異なっても、一定程度の理解がされているものと思っております。情報発信につきましては、今後も出前講座、また、自治会等の集まりの中で、地域担当員からの説明を含めて、今後も努めて参りたいなと思っております。3点目のご質問でございますが、農業者の減少は、農業の持続可能な発展を図る上で極めて重要な課題

であると認識しております。ましてや美深町は農林業を基幹産業として生業としているまちでございます。これまで経営安定に向けてはですね、国、北海道、そして町が様々な支援を行ってきているところでございます。国においては、令和7年4月に策定された食料・農業・農村基本計画に基づき、農地の大区画化や共同利用施設の合理化、スマート農業技術の導入、生産性向上に資する機械の導入などに対し、各種交付金による支援が行われております。特に令和7年度から5カ年を農業構造転換集中対策期間として集中的・計画的に推進しているところでございます。北海道においても、令和8年3月に策定された第7期北海道農業・農村振興推進計画に基づいて、共同利用施設の合理化、スマート農業技術の導入など、国と同様に取り組みが講じられております。美深町におきましては、国・北海道の制度を最大限に活用できるよう努めるとともに、がんばる美深農業！支援事業補助金において、チャレンジ支援事業やスマート農業推進事業、労働力確保支援対策事業など、経営安定につながる独自の支援を行ってまいりました。規模拡大を目指す農業者への支援につきましては、町ではこれまで安定経営に向けた支援を重視してきたことや、離農者の農地の多くは、これまで各地区の営農集団内で、改善組合内で利用調整がされており、規模拡大を希望する農業者が希望する農地を利用することができてございますし、議員が心配されるような受け手不足の状況もないと認識しているところですが、特別条件が悪い農地ですとか、特殊事業を抱えている部分については例外となるかもしれません。規模拡大には経営の安定が不可欠ですので、まずは既存の支援事業を活用して、省力化や生産性向上による安定経営を目指していただき、その後の規模拡大につなげていただければと考えております。今後も国や北海道、北はるか農協等の関係機関と緊密に連携し、意欲ある農業者が安定経営を進められるよう支援して参ります。4点目のデジタル化の考えに関してのご質問でございますが、1口にデジタル化と言ってもですね、範囲が広いので、的を射た答弁になるかわかりません。役場の業務の中でペーパーレス化を目指すですとか、例えば決裁、印鑑、そういった署名を電子署名にするだとか、リモートワーク、ウェブの会議システムを使うだとか、そういう単純なデジタル化と、またデジタルトランスフォーメーション、DXとの違いもございますので、ちょっと今、答弁できる範囲でですね、現状や今後の考え方をご答弁申し上げます。現在、当町におけるデジタル技術の活用については、各種システムの導入や情報防災端末機による情報発信など、効率的かつ効果的な行政運営が図られるよう進めてきたところであります。DXの推進にあたっては、人材育成が必要とのお考えをお持ちのようですが、日進月歩で技術が進化する分野において、人材をですね、ゼロから育てるのは相当困難でありまして、効率も良くないと考えております。昨年10月、上川管内電算事務共同処理協議会に美深町は加入し、DXに関する情報収集や民

間企業のコーディネーターを活用したD X推進支援事業を進めておりまして、外部の専門的知識を活用する方向で対応しているところでございます。新たなデジタル技術の導入には、導入時だけでなく、ランニングコストも非常にかかってくることからですね、費用対効果も考慮しながら、必要なD Xについて検討し、推進して参る考えでおります。以上、答弁といたします。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 1つ目の小中一貫教育の取り組みについて、私の方からもご答弁申し上げます。本取り組みについては、すでに総合教育会議においても議論しているところであり、現在の状況と今後の見通しについてお答え申し上げます。本町における0歳から15歳までの子どもの人口は、平成23年の約470人から、昨年度末には282人へと減少しており、急激な少子化が進んでいると厳しい状況を認識しております。今後の児童・生徒、児童数予測では、令和12年度の小学生数は100人以上を維持すると推測していますが、学校規模の適正化に向けた1つの判断基準としては、全小学生数が100人を下回る段階ではないかと考えております。しかしながら、本町にとって、どの程度の学校規模がふさわしいのか、また、施設一体型などのあり方も含め、総合的な検討には少なくとも3年程度は期間が必要であると見込んでおります。こうした見通しに基づき、来年度より先進地視察を含む本格的な調査に入らなければいけないと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） それでは、今、最後に教育長から答弁をいただきましたので、ちょっと教育長にはこの部分だけの質問ということになるものですから、まず小中一貫の考え方についてちょっと伺いたいと思います。もうすでに町長からの指示もあって、ある程度、ある程度といいますか、内部ではそういう協議がもう進んでいるように聞いておりますけれども、今、伺いましたけれども、令和12年ぐらいまでは小学校も100人は維持できるのではないかなというように、今、教育長の見通しについてお話を伺いましたけれども、ある意味そういう、先ほども言いましたけれども、ボーダーラインといいますか、何かそこ、基準を決めていくということは、非常に物事を進める上でやりやすいのかなとは思っておりますけれども、その中で、美深町としてどういう状況になったらというような考えもございましたが、ある程度、人数だけではなくて、今の段階でいついつ頃にはもう小学校も中学校も一貫して進めるっていうことをもう議論しても全然問題ない時代には、今、なっているのではないかなというふうに思っております。確かに人数が少なくなって、じゃあ統廃合をした時のように、これ以上少なくなるようだったら、大きい学校に子ども

を行かして、とかっていう考えも過去にはあって、今、仁宇布小学校以外は、みんな美深小学校に集約になっておりますけれども、そういう人数が減ったから動くっていうことではない。ある程度人数がいても、そういうような教育の中で子どもたちを教育していくってことも、もう既に行われてきている町もございます。例えばですね、砂川市、砂川市は今春、砂川学園が開校いたしました。どういう学校かというと、砂川市は5校か6校、まちの中に小学校、中学校があったようではございますけれども、もう先を見越して、全部まとめて1校にして、全校生徒が600何十人ですか、700人弱ぐらいの小中一貫校として今週からスタートしているようでございます。それは小中一貫のメリットだけでなく、学校の耐震だとか、いろんな部分もあっての総合的な判断だとは思いますが、もう子どもが少なくなったからどうしよう、だけではなくて、子どもが今いる現状であっても、将来を見越したそういう取り組みというものも進んでいるので、ぜひそういうところも参考にさせていただいて、今後の議論に使っていただければありがたいかなと思うのですけれども、私も残念ながら、まだ砂川までは行く時間がございましたので、そういう情報として知っている部分として話をさせていただいておりますけれども。できればそういうような形も美深町としても考えられるのではないのかなと思っております。それと、先ほどの線を、線引きをして進めるって話の中で、ちょっと過去にですね、私がちょっと視察をしたところで、斜里町の峰浜小学校というところに山村留学のことで視察をいただいたのですけれども、びっくり、行ってびっくりしたのは、私が行った年にもう学校閉校になるときだったのです。それでも快く迎えていただいたのですけれども、その時に色々お話を伺ったら、学校を残すという考えは、仁宇布やなんかと同じだったのですけれども、その時に地元の人と話した時に、地元の生徒が0になってしまった場合には、学校としては斜里小学校の方に統合するという決めをしていたそうです。ちょうど私が行った時で、もうそれが最後になって、次の年から0になってしまうということで、山村留学の子はいたのですけれども、そういう条件が揃ったということで、住民とも話し合いといいますか、そういう状況で残っていたものですから、すんなりと最初に決めたとおり、統廃合に進んだというような事例もございます。それがいいかどうかは別にして、線を引かないと、やっぱり残してほしい、いや、残せないのやりとりになって、なかなかエネルギーも大変なものがあるのかなと思っておりますけれども、あらかじめラインを決めておいて進めていくっていう方法も有効ではないのかなと思っております。美深町においては、そういうものと、現状の中で、早い段階で次の政策を先取りしていくってことも充分考えられるものだと思いますけれども、まずその点について、教育長の現時点での考え、ちょっともう1度お聞きできたらなと思います。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 総合的に今の再質問の内容で、線引きをして決めたらいいんじゃないかというご質問かなと思います。まず、小学生の人数で、なぜ小学生っていう部分を挙げたのかといいますと、小学生の複式については16名以下、2学年連続する2学年が16名以下になると、1年生の縛りが若干あって、そこは違うところはあるのですが、ということになると、やっぱり100人切るとそれらの対応も出てこなきゃいけないのかなと考えるところがまず。それと、答弁で申し上げたのですが、施設のあり方としては、2校型でやるやり方、もしくは1校型でやるやり方、これ、どちらでも可能なのですよね。一貫校と義務教育学校とはまたちょっと違うのですが、その義務教育学校でも2校型は可能なのですけど、そうした時にやはり教育行政だけでなく、美深町の学校に、市街地の学校については、すべて耐震化もあって新しい状況になってますから、それらを含めながら、やっぱり一定期間の期間を決めていかなきゃならないということになれば、教育行政の研究、それと町内のあり方やなんかも含めながら煮詰めていかなきゃいけないので、ちょっとまだ、そこまでは研究が進んでいないということで、中々そこには至らないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） このことばかりずっと聞いているわけにはいきませんので、ぜひとも、まだもう少し時間かけながら進めていかなきゃならない問題ではあると思いますけれども、良い議論が進んで、いい形で子どもたちの教育ができることを願っているところでございます。他がございますので、次も進めさせていただきたいと思います。町長に今度は伺います。今の、今のことというか、最初の1番についての関連する中で、人口減少の中で色々今後どうするのかっていう話を伺ったところでありますけれども、様々な人口推計がありますけれども、6次総合計画では令和7年度が、令和7年で3,672人。令和12年で3,231人と想定しておりますけれども、人口推計が発表された時は消滅自治体などとも言われましたけれども、よく言っていたのが、あくまでも何も対策をとらなければこうなっていきますよという推測値であるとずっと言ってきました。町は減少を抑えるための対策として様々なものを取ってきましたけれども、現状は、ほぼ推計どおり減少している状況となっております。突然で申し訳ないのですが、10年後、総計とはちょっと違うもの差しでいきますと、10年後の人口、町、町長はどのぐらいになると今、推測されているのでしょうか。ちょっと答えられたらちょっと答えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 通告にあるか。草野町長。

○町長（草野孝治君） この後の施策等もございますので、どう考えているかって、10年後、自分が町長やっていたらということだと思えるのですけれども、今、昨年77人の方がお亡くなりになり、9人のお子さんが生まれたという、もう自然減だけでこういう状況ですので、この今、この9人をですね、なんとか新しい施策で2桁に持っていけないかというようなことで、議員さんのご承認いただきながら新規事業をスタートさせたという部分もございます。そういった部分でいくと、この5年間で、国勢調査でいけば510人、年間100人ぐらいつつ減ってきているのかなと思いますから、だんだん減少率、また亡くなる方は多分横ばいになってくるのかなと思っています。あと、これに対して社会増、社会減がどうなるのかという部分が影響してくるのかなと思います。転勤族の方は最近、居住地の自由ということで、通勤される方が増えていますので、その分がぐっとこの間減ってきた分がありますので、それがどのくらい今後影響してくるかということですので、少なくとも、自然減だけでもですね、これでいくと60人ぐらいは毎年減少傾向にあるのかな。それも5年後、10年後、そういう傾向が続くのかなとは思いますが、途中、どういう動きになってくるのか。また、国が一生懸命今進めていますけれども、これを、人口減を本当に真正面から捉えて、今後の関係人口の増ですとか、ふるさと住民制度とか、新しい施策を展開してきていますので、そういった動き等も含めてですね、どうなるのか、即答で2千何百になりますと、そういった答弁は今現在はやっとできかねるかなと思っています。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 確かに町長の立場で10年後はこんなんでしょうとは言えない。ちょっと申し訳ないような質問ではあったのですが、何日か前のひと・物戦略会議の中でも、その話がちょっと出ておりました中で、過去5年に関していくと、大体100人ずつぐらいつつ減って、町長にもあったという話ありましたけれども、そうやって見ていくと、残念ながら少し期待値を込めても、おそらく10年後どのくらいになっているかなと言ったら、900人ぐらいは減っているかなと。ひょっとしたらもう少し減っているかもしれない。2,600人くらいになっていることも想定できますけれども、これはあくまでも我々の、私が思う推測値でありますけれども、少なくとも3,000は切ってしまうのかなという感じは持っておりますけれども、この限られた中での持続的なまちを進めていくということでいきますと、1番のことでいけば、何を残して何を見直すのか、これを示す必要があるのかな。総計の中では総論的に色々集約をしていく、あるいは効率よく残していくって色々話が出ていますけれども、ここはある程度厳しいかもしれないですけれども、しっかりと見極めをしていくということも必要かと思っておりますけれども。逆に町長

が色々難しい中での舵取りもしていかなきゃならないということも、さっき冒頭ありましたけれども、今ある施設を将来的に全部維持していくってことは、町長、可能かどうか、そこに関してはどう思っておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 人口が減ってもまちの面積は縮まりませんので、最低限ライフライン、上下水道、道路、河川の管理等はですね、今後も縮めるわけにはいきませんので、必要になってくるのかなと思っております。そういった中で、やはり過去にも自治会が統合した経過もございますので、今、今後、そういう自治会の統合的な分野の絡みでいくと、地域の集会施設、コミセン関係が将来それらに合わせてどう見直していくか。すでにあの一部地域ではですね、自治会単位でなくて、その地域の集会施設等の見直しを検討している地域もございます。それ自主的に将来、町の支援を受けないで、自主的に管理してやっていくというようなことも考えられますけれども、そういった部分は、近い将来、想定されるのかなと思っております。あと、今、町有住宅、老朽化している部分等々も含めてですね、今、お住まいされている方の不安のないような形で対応していく必要もあるのかなと思ってます。大きな施設等々では先送りしておりますこの役場の総合防災庁舎の構想をですね、今後どう進めていくかということも、色々絡んで、協議のテーブルにのってくるのかなと思っておりますけれども、現段階ですら、町が実際使っているものと、指定管理等でそれぞれの団体が使っているもの等もございますので、今ね、ここでこれを見直す、云々するという考えには至っていませんけれども、今、町の、先ほどご説明申し上げましたけれども、公共施設等の総合管理計画、個別計画もございますし、行政改革の推進計画の中が、これが1番、短期間の中で示している見直しの方針なのかなと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 8番藤原君。

○8番（藤原芳幸君） それでは続いて2番の中でちょっと聞いていきたいと思います。2番目のことで、色々基金等の財源のことについても聞いたわけですが、今回、今までずっとなかなか使わなかった基金を使って、今回こういう大きな整備に充てているわけですが、基金の残高に関して、どのぐらいまで使おう、どのぐらい残そう、そういった下限額の目標的なものというものは設定をして計画を組んできたのか、そこに関してはどういう状況になっているのか、伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 基金の関係でございますけれども、特に財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金、ここの部分が大半を占めてございまして、私が町長についた時はです

ね、40億ほどでございました。本年度45億に、さらに今回も2億積まざる形になると
思いますけれども、基金は基本的にですね、この間、今日の総合計画、町民のために充て
るということで、有効に活用する時期が今、ようやく来ているのかなと思ってございます。
そういった中でですね、様々な見解がございますけれども、今、財政調整基金、今回の2
億8千万足さなくて、今、大体23億ほどの基金を持っています。この部分がですね、色々
自治体によって判断分かりますけれども、大体、一般会計60億だったら1割、6億ぐら
いは最低残しておかないと財政計画、財政運営できないよというような議論もござい
ます。うちの財政的な今の担当者レベルではですね、やはりこれら含めて運用できる基金10億
ぐらいはですね、最低確保しておかないと、将来というか、今後の予算編成が厳しくなる
のではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 8番藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 今、具体的にそのぐらいはないと運営的には厳しくなるという話
を伺いました。さらには最初の段階で現状の危機、まずその町民の中ではどこまで持って
いるかというのは、あまり僕は感じていなかったのですが、少なくとも職員はそう
いう危機の意識というものはしっかり共有していくべきではないのかなというふうに思っ
ていたところではありますけれども、町長の方からは、そういう意識はしっかり今はして
きているというような答弁がございましたので、そこに関しては若干安心したところでは
ありますけれども、町民側から見ますと、私も1町民として見た場合ですね。これまでは
町が色々なことを叶えてくれることは非常にありがたかったのですけれども、こういう状
況では、何でも叶うことということが安心とは限らないのではないのかなと思います。町
が金のなる木や打ち出の小槌を持っているわけではありませんので、こういう収支が大変
になってきた時っていうのは、どこの家庭でも収入が伸びなかった時っていうものは、支出
を控える、不要不急なものを絞るとか、これは普通に行っていることであります。町
はそういうことをしてはダメだなんていうことは誰も思っていないと思うのですけれども、
まずは身の丈に合った目標設定、そして実現可能な政策っていうものが、こういう時、こ
れからのもの、町民にとっては安心感や満足感、こういうものにつながるのではないかな
と思っております。今までは非常に成長が続いた時には、あれもこれもだったのですけれ
ども、もう一度言いますけれども、身の丈に合った目標設定、実現可能な政策というもの
が、住民の安心感や満足感、これはね、ウィルビーイングなどという横文字もあるよう
ですけれども、そういうようなことも考えられるような、だんだん時代とともに変わって
きているような話も聞きます。これからの目標として、そういった身の丈に合わせた政策と
いうものもしっかり考えていく必要があると思いますけれども、その点に関しての町長、

もし考えがございましたらお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 冒頭、質問でもですね、あれもこれも、これよりもこちらっていうようなご質問あったかなと思いますけど、身の丈に合った予算編成、財政運営が必要でないかっていうようなことかなと思いますけれども、今、今年、来年、様々な大型事業があって、その後、さらに役場庁舎を含め、また、文化会館ＣＯＭ１００の改修等も迫ってきますので、そういった部分も含めてですね、大きな財政出動はできなくなるのかな。そういったことも含めてですね、町民の皆様にお知らせしていく。議員の皆様にも常にお知らせするのですが、逆にですね、町民にあまり不安を与えるようなことは、いかなものかなと思っております。基金の状況、さらに町債の状況について、やはり理解してもらうような、そういったことも大切かなと思っています。従来の事務事業もですね、スクラップアンドビルドといいますか、効率化や最適化を目的にですね、刷新していく必要もあるかなと思っています。またですね、ちょっと変なふうにとらないでほしいのですけれども、議会からの政策提案の事業もですね、スクラップというか、これは見直したらいいっていうのはないのですよ。全部継続してくれ、さらに新規事業を出してくれというものしかありませんでした。そういった部分も含めてですね、提案の中にですね、これらの事業は見直してもいいのではないだろうかというものも本当はあると思うのですけれども、そういった部分も含めて、同じような共通認識を持って財政運営を進めていけるような方向で、引き続き議論をさせていただければなと思っています。

○議長（南 和博君） ８番 藤原君。

○８番（藤原芳幸君） はい、今町長から言われましたけれども、まさに我々もそこもしっかり今後は見ていかなければならない部分であると、あれもこれもばかりではないと。同じような認識を持ちながら、今後もまちの運営をどういうふうに進めるか、しっかり我々も見るものは見て協議をしていける、同じ土俵に乗っていくということでやっていきたいなと今思っております。時間もあるので、次、色々聞きたいこともありますので、まず農業について１点伺いたいと思います。町長の方からは国、道と連携してしっかり取り組んではきているけれども、中々成果というものがどういうふうな形、農業でもって人が増え出すっていうのは現状なかなか厳しいことはあると思うのですけれども、まず先ほど冒頭言いましたように、この地で農業を継続してもらう、このことが本当に美深の農業にとっては大事なことです。農業にとって大事なことっていうのは、美深町にとって大事なことだと思うのですけれども、色んな取り組みがどうしっかり実現できていくかということがすごく鍵になると思うのですけれども、メニューはたくさん、美深の農業に対しての支援、

たくさんあるのはもうわかっておりますけれども、特にＩＴですとか、その辺も含めた中でスマート農業をどう今後進めていくかということが鍵になっていくと思います。その中で農地、どのようにしていくかということで、条件のいいところに関しては、まだまだ充分引き継ぎができそうな感じはするのですけれども、今後は中山間地などの、中山間地といいますか、山間地などの条件のあまり良くないところに関しては、中々厳しい面も出てくるのかなと思うのですけれども、そういうことも含めて、ある程度、農業は全方位でいくのか、ある程度集約的なことも含めて、残れるところでしっかり残すということも必要な考えもあると思うのですけれども、その辺に関して町長がもし考えがあるようでしたら伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） どちらかというと、美深町の農業は大規模化、法人化を目指す方と、あと現在の家族経営、これをしっかり取り組んで向上を目指すっていう方と分かれているのですけれども、家族経営的な考え方の方が多いのかなと思います。そういった中でですね、基本的に経営継承、第３者継承、または、この後どうするかっていう部分、それを一部、中には望まない方もいらっしゃるんですよ。そういった部分を含めて、なんとかですね、しっかり家族経営の中でも、経営を持続ある美深農業を経営していけるような形をしっかり支援していくことがまず大切なのかなと思っています。やっぱりこの美深町の農業、水田から畑野菜、園芸、さらに酪農畜産、本当にオール日本の食料基地を支えている一翼を担っている地域でございますので、その部分につきましてはですね、しっかりそういった部分を守りながら、さらに高齢化になって人が少なくなってくる、そういった部分をですね、なんとか先ほどスマート農業、そういった部分ももう既に毎年導入してきてございます。そういった部分でですね、経営を継続できるような形で、引き続き支援してまいりたいなと思っています。さらにですね、まあ農地だけ買うのに補助してくれっていう、そういったことにも中々ならないと思います。規模拡大等々に対してはですね、既に国、道、町あたりでですね、一体となって、何て言うのですかね、生産能力をアップしていく、飼育頭数を増やしていくだとか、そういった部分もセットでないと、なかなか農地購入拡大するっていうことも難しいのかなと思っていますので、その辺含めてですね、毎年度開催しております農業振興懇談会ですとか、農業関係団体、農業関係機関一同に集まりますですね、美深町の地域農業担い手育成総合支援協議会という組織がございますので、その中で事務レベルの会議を持っています。そういったことも含めてですね、調整可能かなと思っています。さらにですね、今あの、農業の中では、これまで人・農地プランというような形で農地の集積について計画を持っておりましたが、今、地域計画というよ

うな形で、この方が将来、離農される場合は、誰に農地を継承する、譲る、そういったことも含めた地域での話し合いの中でできる地域計画に変わってきてございます。そういった中でですね、これまで歴代にわたって守ってきた、支えてきた農地をですね、次の世代へ着実に引き継いでいくことがまず大事なのかなと思っております。

○議長（南 和博君） 8 番 藤原君。

○8 番（藤原芳幸君） それでは次、デジタル化についてちょっと伺いたいと思います。デジタル化、先ほど町長の答弁の中で、人材育成、ゼロから作るのか、誰か連れてくるのかって話があったのですけれども、人材育成っていう名称は使いましたけれども、職員をゼロから育成することだけが目的とは思っておりません。必要であれば、そういった人に来ていただくということも本当に必要なことかなと思っております。とにかく進みが早いので、なかなか追いつかない部分は、私なんかも本当感じてはいるのですけれども、でも使わないってということではいけないのかなと。個人的には私、アナログの方がいいなとは思っておりますけれども、じゃあいろんなリスクも含めて、私はそれでいいっていうのだったらそれはいいのだけれども、やっぱり町の業務となるとそうはいかないのかな。やっぱりうまく進めて、効率よく進めて、しっかりとした町民に対して利益を享受してもらっていることは必要なかなと思います。そう考えた場合には、もうデジタル化というものは、もう避けてとおれないものと思っておりますけれども、色々課題はあると思います。デジタル化、本当に進めようと思ったら、クリアしなければならないものたくさんございます。例えば AI、これただ導入すればいいってものでない。当然、利用条件整備もしなければ、勝手にみんなが使い出すっていうことは色々と弊害もございます。でももうこれは、そこはしっかり使う側も教育を、教育っていうか意識を持って使っていかなければならないと思うのですけれども、まず町長もそこに関してはデジタル化、うちはそれはしないで、今までどおりの人員体制の中で補助的に使って、そして、やれる範囲の中でやっていけばいいっていう考えでは僕はないとは思っておりますけれども、まず色々弊害はあるけれども、進めていかなければならない課題の 1 つであるという認識を持っているとは思いますが、ちょっとその辺に関しての町長、もう 1 度考えをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほどご答弁申し上げましたけど、すでに上川管内の電算事務処理協議会に加入して、DX、また情報収集ほか、コーディネーターをですね、事業で任用していますので、そういった方々のご指導を今いただいている、スタートしたということで認識していただいていると思います。さらにですね、管内 23 市町村で上川管内地域連携共創推進会議が発足してございます。その中でですね、DX検討部会という部会がござい

ます。そういった中で、自治体のデジタル技術の活用ですとか、デジタル人材の育成をどう進めていくかっていうことをもうすでに進めてございます。そういった組織に入りながら進めてございます。先ほど言いましたけれども、色々な弊害といいますか、リスク、しっかりとしたマニュアルの作成ですとか、また費用も詰めていかなきゃならないということで、そういった部分をですね、我がまちだけでやるのではなくて、広域組織の中で検討して進めていこうという、そういう中の1自治体として参加する中で進めているということでご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 今の話のとおり、もう実際進み始めていると理解をしますが、まずその段階の入り口で、どのようなことをどのようにやっていくか、人も含めて連携も含めて、今、スタートしているという話ですけども、事前、先ほどの中で、例えばデジタル化の中で、例えば紙が、ペーパーレス化ができるのではないかだとか、あるいは決裁が電子決裁とか、具体的にはそういう話もありましたけれども、町として具体的にこの時期にはこういうことができるようになっていく、そこまでの何か目標はできているのかどうか。まだ、それとも今の状況を整理した上で、今後そういった目標設定を考えていくという状況なのか、そこに関しては今、町長の中ではどのぐらいの位置にいるのか教えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 管内でもですね、すでにそういうエキスパートと言うのですか、専門知識を任用して進めているところもございますし、やはり小規模自治体となると、中々そう人もいないということで、それでこの管内の中で、今おっしゃった点を今、検討しているところで、美深のまちがこれとこれとこれをやるだとか、そういった詳細までは詰めていませんし、今、今年度はですね、北海道の補助事業で、この上川管内、上川町村会がモデル、全道のモデル事業としてですね、先行してこういった部分の職員研修会等を進めていくというような入り口段階にあるということでご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 今後の進展に期待をしたいなと思っております。色々聞いて、聞きましたけれども、最後にちょっと全体をとおしてですね、町長からも色々答弁のあった中で、例えば今、デジタル化が進んだ時にはいいことばかりでもない。財政的な面でいきますと、ランニングコスト等もやっぱり当然発生してくるという中で、いくら町が縮小していく中で、かけなければならないところには、やっぱり手当てはしていかなきゃならない。これはもう現状だと思うのですけれども、そういうものも含めて、これまで取り組

んできたものというものを全部残していきたい、これは誰しもが思うことだとは思いますが、先ほども、この美深町が今後も持続的に運営できるまちというものを目指すために、先ほど言った身の丈に合わせて辞めるもの、残すもの、始めるもの、こういった選択と集中ということをしっかり取り組むことが、最終的には町民の利益につながるものと考えておりますけれども、その辺の、辞める、残す、始める、この辺に関しては、長側だけでない議会も考えなきゃならんことだと思うのですけれども、そこに対して今後のそういうものを取り入れて、今後のまちづくりの運営、まちの運営、こういったものを進めていく必要があると考えますけれども、最後にちょっとこれに対する町長の考えありましたら伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） これまでも答弁したとおりですね、すでにそのようなことを含めてですね、色々な事務事業評価も含めて進めてございますし、行政改革の推進計画の中でもすでに進めているということで、特に今年度、来年度の行財政運営、以降、厳しくなってくるという部分があったので、そういった部分を含めて藤原議員の発言だったのかなと思ってますので、すでに様々な部分についてそういう方向で対応しているということでご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 8 番 藤原君。

○8 番（藤原芳幸君） 今、町長から答弁をいただきました。同じような認識のもとに、多分、今後も議論できるのではないのかなと、少し安心をしたといいますか、将来にわたって見えた部分もございますので、今後とも美深町の持続可能な町の運営を目指して、我々も考えていきたいなと思っております。時間ちょっと残りました。残っているとはいえ、10 秒足らずですけども、色々お聞きをいたしました。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 以上で8 番藤原君の質問を終わります。

次、2 番 望月君。

○2 番（望月清貴君） それでは一般質問をさせていただきます。今回は2 つの項目で質問させていただきます。1 つは、1 行政としまして、町長のメッセージを定例発信してはどうかという内容。2 つ目は交通としまして、鉄道路線の維持存続についてということでございます。早速、1 の行政、町長のメッセージを定例発信してはどうかということから質問させていただきます。先日、消費者協会という総会がありまして、私もちょっと参加させていただいていたのですが、その場で町長から来賓として挨拶がありました。その挨拶というのが消費者協会ということで、詐欺被害の防止のための注意喚起も含めたような

お話があったところです。非常にその呼びかけといいますか、注意喚起に参加されている方も非常に心に訴えられるものを感じたのではないかなと思っております。また、色々な行事の挨拶も明るく趣旨などをお話しされて、会場に集まった方も思わず共鳴されて、趣旨など理解されているように感じるものがほとんどでございます。人口減少や財政の厳しい状況の中、町民の皆さんがこれからの町政をどうしていくか、ご判断いただくことも多くなってくると感じています。町政を進めている町長、そして役場、さらに町政の主権者である町民の皆さんが一体感を持ってですね、乗り切っていくことがますます必要になってくると感じて、今回の質問を考えたところでございます。それでは要旨を述べます。町長のメッセージを定例発信してはどうかということです。本町では毎月初日またはその前後、例えば6月ですと1日または休みだと5月31日とか6月2日ですが、などですが、3役と管理職の皆さんによる会議を行い、その月々の業務の推進について確認が行われ、町長からの指示・伝達、合わせて必要な議論を行っていると考えます。主幹・課長会議というものになると思いますが、町民の皆さんとの日常的なコミュニケーションを深め、役場と町民が一体となった笑顔あふれる元気なまちを目指すために、町長からですね、町民の皆さんに向けて、例えば防災情報端末機の活用などにより、毎月メッセージを短くなると思うのですが、発信してはどうかと考えたものでございます。1としまして、これまで先ほども申し上げましたけれども、多くのイベント、講演会、各種総会でのあいさつなど、歴代の町長さんもそうですが、直接語りかけることで、町民の皆さんが親近感と真剣さを感じ取ってですね、町政の動向や町長の考え方について理解を深めたと感じております。また、各月に開催されるイベントの案内、全てにはならないと思うのですが、町民への様々な注意喚起、重要な事柄の簡潔な報告や説明会をすることの周知などですね、町長の生の声で発信することで、子どもから高齢者まで老若男女を問わず意思疎通が深まり、行動に移していただくことにもつながるのではないかと考えました。防災情報端末機を活用して、短い動画をできれば配信するなど、日常的に耳を傾ける習慣作りにもなり、万一の緊急時の確実な視聴、見る・聞く、のためにもですね、検討と実現を期待したいのですが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 望月議員から町長のメッセージを定例発信してはどうかというようなご質問というか、ご提案をいただいたところでございます。ご答弁申し上げます。議員がおっしゃるとおり、町長が町民の皆様と直接お会いして語ることで、相互の信頼関係が深まり、町政への理解も深まっていくという点に関しては、私も同感でございます。町長に就任して以来、町長の生の声を広く届けるため、町内で開催される様々なイベントに

できる限り出席・参加して、町政により関心を持ってもらえるよう、より多くの町民と直接お会いして、情報のキャッチボールができるよう心がけてまいりました。防災情報端末機を活用して、町長が生の声で情報発信することで、更なる効果が期待できるのではないかとのお考えでございますが、日常的な情報発信につきましては、多くの町民の皆さんに情報がわかりやすく伝わるよう、担当部署において工夫しながら配信されております。先日の幼児センターの運動会等においても、本当に子どもの応援に行きたくなるような呼びかけだったのかなと思っており、私の出る幕ではないのかなというふうに考えてございます。緊急時における情報の伝達に生かされるものと考えているところでございます。災害時など、強いメッセージの発信が必要な時に、私から発信するのが、より効果が期待できるものと思いますので、状況により判断して参りたいなと思っております。私からのメッセージをより多くの皆さんにいち早く届ける手段としては、SNS、内容が必要なものは広報紙の活用が現段階では有効と考えてございます。発信する内容に応じて情報発信の手段を使い分けながらも、今後とも町民とのキャッチボール、情報のキャッチボールができるよう心がけて参りたいなと思っておりますので、ご理解の方よろしく願いいたします。

○議長（南 和博君） 2 番 望月君。

○2 番（望月清貴君） 答弁いただきましたが、非常に考え方としてはですね、同感という言葉もいただきましたけれども、さらに心がけもいただいているということ、さらにはこれが緊急時とか、本当の重大な注意喚起ですとか、そういったことになればという想定もお持ちなのだと思いますけれども、少し考えましたら、北海道知事ですとか、あるいは市町村長の市長さんの皆さん方は、定例的に記者会見を開いたりしているようだけれども、報道機関のそれについては参加しなければならない、参加いただくですとか、あるいは職員の方の負担とも考えると難しいのかなとは思ったりしております。そうですね、町長のおっしゃるとおり、私も考えもそうですね。先ほど幼児センターは子どもさんが発していたのかなと思いますし、そういうのももちろん大事だと思うのですが、もう少しでも町長、出ていただいてもいいのかなと感じて、今回の質問に至ったわけです。状況により判断ということで、かなりそういうこともしていただくのだなというのは思ったのですけれども。そうですね、例えば思ったのはですね、最近でいうとヒグマが出没しているので、こういうことは気をつけてほしいとかですね、もちろん担当の方との分担っていうのもあると思うのですけれども、あるいは熱中症の心配が出てきたら気をつけましょう、あるいは屋根の雪下ろしに気をつけましょう、交通・防犯、それ言い出すと、それこそ担当の方との何て言うのですかね、分け方が非常に難しいのかもしれないけれども、あるいは力を入れていきたいなということですね、新しい制度をお知らせするとか、給付金で

すとか健診の勧奨ですとか、ゼロカーボン推進するですとか、何回も言いますが、全てにはならないと思うけど、月初ぐらいにすることで、町民の皆さんも、町長話してるな、高齢者の方も町長話してるなと。SNSも当然されているのはわかるのですが、SNSをやってない方も含めて、情報端末機は携帯でも確認できるようにしていただいていますので、そんなことで考えたところです。あるいは広報、詳しく書いてありますので見てくださいすとか、月1回どうかなというのをもうひと言お聞きしたいなと思っております。あと、緊急時ということと言うと、やっぱり水害とか、ちょっともし想定等あれば教えていただければと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） あ、何て言うのですかね。冒頭申し上げましたけれども、あの日常的というか、毎月のように町長が発信すると、逆に肝心の時にですね、いつもうさいて切られる可能性もあるんじゃないかというようなことも言われることもございます。情報端末機による情報発信はですね、もうすでに定着していて、それぞれの担当の方からですね、流しているのに耳を傾けているのかなと思います。私はですね、ここぞという時に発信するという考えでございます。なので、さっき言った災害の避難勧告、避難、それはもうすでに市町村長の防災研修会でですね、リハーサルさせられています。防災端末の時の、なんか講習会でですね、実習あります。そして、ここをもうちょっと強調なさとか、ここを2回繰り返して町民に訴えなさいって、そういう危機対策の時の防災の時の、すでにご指導いただいて、ここぞという時にはそういう形で呼びかけるというような体制を組んでございます。但しですね、ちょっとご理解いただきたいのは、現在、うちの防災端末、全町に一斉に発信するのであればですね、やはり幼児センターの運動会的な長さで、もし動画を流すとするですとですね、さらにですね、短くしなきゃならないので、数十秒、何分もということにはやはりならないようなのですよね。もし何分、もし3分程度であるのであれば、例えば第1自治、第2自治会とか分けて何か配信するとかっていうタイムラグが生じるということもございまして、全町一斉に流すとなると、本当に短い時間になるので、私の言葉をですね、訴えるにはちょっと厳しいのかなとちょっと思っております。その辺も含めてですね、冒頭申し上げたとおり、ここぞという時にですね、発信する考えでいるということでご理解いただきたいのと、あと、知事ですとか、首長さんは毎月定例記者発表、定例記者会見等されてございますけれども、まあこのタイミングで私がそのようなパフォーマンスをすることはいかなものかなというようにも思いますので、中には例えば広報の記事は一般的な記事ですけども、私が訴えるコメントっていうのですかね、そういったもの、何て言うんですかね、姉妹町の添田町であれば町長のコー

ナーがあるんですよね。短いですけど、町長の。そういったことも今後、考えられるのかなと思っています。まあ本年度はもうすでに編集計画決まっていますので、その辺はタイミング見ながらですね、相談していく中でですね、そういう伝える、紙ベースですけれども、伝えることも可能なのかなというようには思ってます。ということで、防災端末で頻繁に私が訴えるということはですね、現段階では差し控えさせていただければなと思っています。いざという時、これぞという時に、ということでご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 2 番 望月君。

○2 番（望月清貴君） はい、わかりました。あの、首長さんたち集まってリハーサルみたいなものもあるようですね。もしそういうことを生かせればと思ったりしたのですが、私もちょっとまた色々考えてみます。今の質問だけではないのですが、いろんな大きな問題の周知もありますし、町民の皆さんの理解を十分に深めるということはですね、とても大切なので、近隣でもあの L I N E が開設されてきたりですね、あるいは首長さんが住民 3 人以上集まったら行きますよというのも始めたりですね、しているようです。ぜひともあの、一体感っていうのですかね、まあ町長の最初の答弁で、心がけ、お心がけっていうのですかね、そういうのはおっしゃっていましたが、これ以上はないと思うんですけれども、ぜひ、さらに一体感があるまちを目指していただくことに期待して、この項目についてはお願いをしまして終わりたいと思います。続きまして、2 項目目にしたいと思います。2 項目目は交通で鉄道路線の維持存続についてでございます。少し質問に先立って申し上げますけれども、宗谷本線のことになるわけですが、J R の資料で見ますと、旭川から稚内まで全線開通したのが 1 9 2 6 年ということで、1 0 0 年になるようです。資料に色々載ってまして、旭川から恩根内まで繋がったのはそれより 1 5 年前、1 9 1 1 年からということで、1 1 5 年になるようです。恩根内駅はないのですけれども、そんな状況のようです。宗谷本線は日本の最北の鉄路で、日本の国の背骨のてっぺんにあるものだと思います。国土の保持ですとか、地方創生の考え方、日本の未来を考えるのであれば、廃止は全くありえないことだと個人的には考えております。国が抜本的な改善を求めて、9 月頃までに中間取りまとめをしたいとして、4 月に上下分離方式などの対策を示したとされていますが、5 月 2 0 日以降保留されて、動きが見えない状況なのかなと思います。これまで経営されている会社の努力もあると思いますし、草野町長をはじめ、近隣の市町村長さん、職員の皆さん、北海道、それと道内選出の国会議員の皆さんのご尽力もあって、維持、効率化、利用促進など進んでいるとも理解はしています。宗谷線についてはですね、旭川市長さんも新聞報道にありましたし、お考えがですね、名寄市長さんも再選されて、所信

表明の中で述べられたり、稚内市長さんも年始の執行方針の中で述べられております。5月の25日に宗谷本線活性化推進協議会の報道からも、皆さん一丸となった取り組みが進んでいるのかなと感じるところですけれども、中々先ほどの話にないですが、町村長さんのお考えというのは中々報道には出てこないと思っております。仮に上下分離など想定された場合は、首長さんだけでなく、私たち沿線の議員ですとか、町住民の理解、意見も必要になってくるのではないかと考えました。広域で対応していると思いますので、1つの町として答弁は難しいのかもしれませんが、町民一人一人の問題でもあると思いますので、考えをお伺いしたいと思います。それでは要旨を述べます。鉄道路線の維持、存続についてです。私の父、祖父ともに日本国有鉄道の職員でありました。また、私が美深町に居住して間もなく、国鉄の分割民営化が行われました。本町を南北に縦貫する宗谷本線は、最北の厳しい自然環境に耐えながら、運営会社や沿線市町村の懸命の努力によって維持され、公共交通の柱として国民の日常生活、観光、物流などの経済活動、道北地域の維持・発展など、本町のみならず沿線市町村、北海道、そして日本の国にとって重要な鉄道路線と私は考えますが、全道一円の会社で区間を区切ること自体いかがと思うわけですが、名寄市以北の区間は運営会社単独での維持が困難とされております。かつての運営者である国は、人口が少ない地域についても経営の抜本的改善方策の報告を迫っておりまして、運営会社と地域の協議は見守るとしているようです。名寄市以北の沿線の始まりのまちでありますし、かつて美幸線存続に取り組んだまちとして、現時点での考え方をお伺いするものでございます。2つに分かれておりますが、1つ目は題名つけませんでしたけれども、上下分離のことを中心にお聞きします。報道によれば、沿線市町村に対して上下分離方式が再度提起されたようですが、本町にも正式な提示というものは行われたのでしょうか。行われたのであれば、その概要はどのような内容で、非常に短期間でどうやって町民と議論していくのでしょうか、お伺いします。また、協議は一時保留中とされておりますけれども、仮に上下分離方式を採用する場合、沿線市町村には維持管理に必要な財源やノウハウがあるのでしょうか、お考えをお聞きいたします。次に2は、主に国の主体的な関与を希望する意味での質問でございます。これまで本町においても駅の廃止が進みましたが、各種の町内公共交通の確保運営と併せ、鉄道駅舎の維持管理、切符販売体制の維持など、町民の利便性の確保にも努力を続けてきたと思います。また、運営会社の経営努力とも連携し、沿線市町村との北海道による利用促進策も進められ、今後もその継続は適切であり、必要と考えます。しかし、単独市町村にとどまらない複数の市町村、複数の総合振興局をつなぎ、国としても重要と、重要な鉄路を維持存続する判断、そしてそれを維持するこれまで以上の責務は、もはや沿線市町村を超えているのではないかと思います。路線維持の必要

性についてもですね、まず責任を持った判断をしてもらおうと、そういうことと併せて、人口が少なくても重要な鉄路を維持できる経営と、老朽化する鉄道施設の適切な維持・更新も必要な状況であると思います。費用負担も含めて対応できるのは国のみでありまして、国の主体的な関与がなければ困難であると考えます。今後、町長どのような姿勢での臨むのか、現時点のお考えをお伺いします。お願いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 望月議員からですね、2点目の鉄道路線の維持存続についてご質問いただいた件について、ご答弁申し上げます。おっしゃるとおり、宗谷本線は1926年9月25日にですね、音威子府から稚内間が開通して全線開通、まさに宗谷本線は全線開通から100周年を迎えた年でございます。1点目の上下分離方式の提示が行われたというご質問でございますが、報道にありますとおり、4月15日に行われましたJR北海道のプレス発表でですね、黄色線区の存続策の1つとして上下分離方式が公表されました。4月24日に開催された宗谷線アクションプラン実行委員会の幹事会においても、報道と同じ内容を改めて示されてございます。しかしながら、上下分離方式の維持管理の細かな方法ですとか、費用ですとか、具体的な内容は示されておりません。なので、私からすれば、どの首長さんからもすればですね、協議しようがないというような、そんな状況になってございます。5月20日のJR北海道の会見では、協議を当面見合わせる、棚上げする等々に報道されてございましたけれども、との考えが示されておりますので、町民への説明、議会への説明等含めてですね、議論などを検討する段階には至っていないのではないかと考えてございます。次にですね、上下分離方式を採用とする場合の維持管理に必要な財源について、町が負担することとなれば、行政サービスや運営経費など見直して捻出したとしてもですね、賄えないのでなからうかと私は思っています。費用を負担することは非常に困難な状況です。というのは、車両を更新するだけで数億円、さらに老朽化した鉄路、これを維持、守るだけでも数十億円と言われているので、それを沿線自治体だけで捻出することは当然、頭から不可能ではないかと考えてございます。また、線路の管理、踏切の除雪業務などに関するですね、ノウハウは市町村においては持ってございません。次に2点目の今後の対応姿勢でございますが、議員が考えているとおり、町としましてはこれまで交通ターミナルの維持、さらに切符や乗車券の受託販売、さらに無人駅5つの廃止、駅東地区のアクセス道路、東側とのアクセス道路の整備、さらにですね、観光列車の利用促進など、沿線自治体と協力しながらですね、宗谷本線の維持や存続を目指し、利用促進、コスト削減、積極的に取り組んでまいりました。また、町民によるですね、施設の清掃のボランティア活動などもございました。特に申し上げますけれども、ご承知かと思

いますけれども、町の交通ターミナル、この指定管理料がですね、622万円ほどになります。ここにＪＲさん、名士バスさんの共通経費といいますか、占用料といいますかを一部いただいておりますけれども、町の指定管理は622万円。さらに美深駅には昔、キヨスクの売店がございました。その後、母子会が運営してございましたけれども、それもなくなって、平成22年からですね、観光協会、道の駅の支店という形で売店を営業してございます。この職員スタッフの経費で330万。さらにですね、切符無人化、美深駅も無人化になったということで、ＪＲ北海道と委託契約を結びましてですね、駅の切符販売員、これが約800万、総額1,700万以上ですね、毎年、町の予算で負担してございます。そういう中で、主に交通ターミナル、ＪＲ、美深駅を利用される方ですね、ご不便がないように、本当に最大限の努力、努めてきたのかなと思っているところでございます。国鉄の民営化、国が決定を下したものでございまして、宗谷本線を含む黄色線区8区間だけを切り返して、切り分けて議論するべきではないというふうに思いますし、これは議員と意見を共有するのかな。全部、線路がつながってＪＲ北海道なのかなと思っております。北海道全域に広がる鉄道網を議論する必要があると考えてございます。ＪＲ北海道にはですね、国や道と協議を行い、沿線自治体だけではなく、国や道が積極的に関与していただいた上で、沿線だけじゃなくて全市町村に対して明確な方向性を示していただくことが必要かなと思っております。町といたしましてもですね、今後、引き続き宗谷本線活性化推進協議会、沿線自治体と連携してですね、これらに対して取り組んでいく考えでございます。以上、答弁いたします。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 答弁いただきました。私、質問した以上に町としての努力っていうのでしょうか、最大限の努力をしているということもありましたし、ＪＲの鉄道の考え方についても伺うことができました。本当に町長の考えを聞くことができましたので、これ以上聞くことはないと思います。先ほども少し申し上げましたけれども、美深町の公共交通計画においてもですね、宗谷本線は北海道の中央部を縦断する重要な鉄路で、将来的に存続されるようにというような取り組みということでも書いておりますし、今、町長からもご答弁いただいたとおりです。1つだけお話ししたいのは、先ほども言いましたが、前面に立っていただくのは広域で対応しているということもあると思いますので、まず首長さんにですね、首長のみなさんに一丸となって取り組みをお任せしたいと思うのですが、ことは全町民というか、住民に、あるいは道民に関わる問題でもありますので、ぜひ必要に応じて適時、情報提供をお願いしたいなと思います。首長さんに限らず、町民・住民も加えて厚みのある対応をするべきだと思いましたので、この辺1つお願いをしたい

と思いますが、答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 基本的にですね、鉄道の維持費をですね、その路線の走る自治体だけが負担する、自治体が負担するっていうのは、何かつじつまが合わないのかなと私は思っております。比較するのはどうかと思います。実際、国道、国道はどうなのだと。除雪費の負担、町でって、そんなことにはならないのかなと思っている部分もございます。確かに通勤・通学ですとか、その地区の方が利用する部分もございますけれども、冒頭おっしゃったとおり、何て言うのですかね、この日本の食料基地、北海道からの輸送路線、ロシアと国境をするですね、本当に国間路線だということは誰もが承知していることなのかなと思います。その線区の維持費をですね、その線区の利用者のみが負担すべきものではなくて、言ってみればですね、皆さんが利用します。北海道民皆さん、全国の方が旅行でも利用しますから、そういうような部分でいくと、やはり国がそれ相応の負担してやっていくものかなと思っています。協議会の中でもお話ございましたけれども、最初から赤字になることがわかっていたのじゃないかということと、国の経営安定基金、この利回りですね、赤字を補填するといった、それがゼロ金利政策によって運用益が入らなくなって、そもそもそれが計画倒れというか、それがうまくいかなかったことが逆に赤字を膨らました原因なのかなと思います。そのツケをですね、上下分離で沿線自治体だけに協議するというのはいかなものかと私は思っております。その辺、議員と同じような考えで、宗谷本線をですね、旭川から稚内まで通って宗谷本線でございますので、途中、名寄から稚内までなくなったら宗谷本線とは言えないと思います。そういったことも含めてですね、宗谷本線100年、100周年の年にも当たりますので、守っていく気持ちで、今後とも沿線自治体、協議会一体となって対応を進めてまいりたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 今、町長おっしゃっていただいたこと、私もですね、本当に同じ考えです。分割民営化の際に北海道や四国を特別に処置はしたのですが、今日、失敗したのじゃないかという意見も多く、新聞もそういった論調が見られます。国有鉄道を民営化したのにうまくいかないからといって、今度は一部公営にしていこうというようなことなのか、まだはっきりわかりませんが、公共交通の考え方がどうなっているのかなと思いますし、人口が少なくなって収入が減ったのが何か地方のせいのような、なんかそのようにも感じてしまいます。地方、国の姿勢は地方創生からはですね、程遠いのじゃないかと思ってしまう。国のためにも守っていくべきだと思いますし、町長とは全く同じ考

えだと思います。今後の推移を見守っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
ます。終わります。

○議長（南 和博君） 以上で2番望月君の質問を終わります。ここで暫時休憩します。
再開は概ね1時といたします。

休憩 午後12時02分

再開 午後1時00分

○議長（南 和博君） 休憩を解き、会議を再開します。それでは一般質問を続けます。
次、1番 木下君。

○1番（木下広悠君） それでは一般質問を行います。項目、商工・観光、件名、チョウザメ産業の実績と継続の妥当性について。美深町では1983年に三日月湖へチョウザメを放流して以来、40年以上にわたりチョウザメ事業を継続してきた。本町を象徴する取り組みの1つとして認知されている一方で、売上目標やキャビア生産量などについては、行政評価のチョウザメ振興事業における販売額等の目標との乖離も見受けられることから、事業の成果や今後の方向性について、町民に充分共有されているとは言い難い状況もあると考える。長年継続してきた事業であるからこそ、これまでの投資や成果を整理した上で、今後、どのような方向性で事業を継続していくのか、改めて町の考え方を伺う。1、チョウザメ事業振興計画を制定した平成30年度から現在までの人件費を含めた総事業費で、国や道の補助金を抜いた町の実質的な負担額は。2、チョウザメ事業による本町への効果について、これまでの定量的成果及び定性的成果をどのように認識しているか。また、観光、交流人口、地域ブランド化などへの波及効果をどのように検証しているか。3、売上達成率やキャビア生産量など、当初目標との乖離が長期間続いている現状について、町としてどのように分析しているか。また、今後、収益性や生産性の改善を見込んでいる場合、その根拠及び具体的な見通しは。4、チョウザメは本町のシンボルの1つとして定着しているが、観光・地域振興への活用に重点を置いた事業規模の縮小化について検討する考えはあるか。よろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 木下議員から項目1、商工・観光、チョウザメ産業の実績と継続の妥当性についてご質問をいただきました。ご答弁申し上げます。1点目のチョウザメ事業における本町の実質負担額についてでございますが、構想に基づき、新たに辺溪地区においてチョウザメ飼育研究施設の整備を開始した平成29年度から令和7年度までの総事

業費につきましては、約１３億２千万円でございます。ここから、そこから国や道の補助金・交付金約２億２千万円を差し引きますと、町の負担額は約１１億円となります。さらに、本事業では起債、過疎債を活用してございまして、今年度の普通交付税措置により町の実質的な負担は軽減される見込みでございます。２点目のチョウザメ事業の成果及び波及効果の検証状況についてでございますが、定量的成果に関しましては、生産量や売上実績が計画数値とは乖離しているのは、施設規模がですね、計画と現状に格差があるためと認識してございます。定性的成果に関しましては、飼育技術の向上やキャビアの生産・販売、美深町＝チョウザメという認識がですね、地域ブランドとして浸透しつつあると実感しております。この背景には、長年にわたる試行錯誤の末に確立された高度な飼育技術の向上がございます。この技術蓄積により、キャビアの安定的な生産・販売体制が整いつつあり、今や美深町を代表する特産品として広く認知されるに至りました。現状、養殖事業者や生鮮食品メーカー、高級ホテル、官公庁、富裕層の方々が主な対象となっております。チョウザメ自体、一般的に広く普及している魚ではなく、キャビアも非常に高価な商品ですので、販売先は限られているのが現実でございます。観光、交流人口の拡大、地域ブランド化などの波及効果につきましては、現在、町内飲食店でチョウザメ料理の提供や、びふか温泉におけるチョウザメ堪能プラン、キャビア御膳、今の商品名称はキャビア御膳となっております。などで、観光客を中心に地域経済に少なからず好影響を与えているところでございます。また、雑誌やメディアでチョウザメの提供を知り、実際に来町されたり、温泉に宿泊される事例もあると伺っております。３点目のキャビア事業の目標未達要因の分析と今後の改善策および見通しについてでございますが、当初目標との乖離が長期間続いている現状についての分析でございますが、やはり養殖事業を本格的に産業化するにあたっては、それを実行していく幅広い知識と経験を持つ人材が重要であります。当初は水産系の知識を持ち、脈もある人材を中心に事業推進をスタートしましたが、その後、体制を見直しして、町職員を中心に少しずつ取り組んできたところでございます。現在は毎年キャビアを２０キロ生産・販売することを目標としております。チョウザメの個体数を考慮すれば、５０キロから１００キロの生産・販売も可能ではありますが、それに様々な課題がございます。短期的には保冷・保管施設の不足や、キャビアを加工するスタッフの不足といった課題があり、数億円単位の設備投資などを克服しなければ次の段階には進めない状況でございます。また、５０キロから１００キロを生産した際の販売先、販売単価、販売方法などにも課題がございます。キャビアを取り巻く情勢も毎年変化しておりますので、多様な戦略を練り上げ、マーケティングしていくことが求められております。これらの課題が克服できれば、キャビア生産１００キログラムで２,０００万円から３,００

0 万円の公社売上が見込めると試算しております。4 点目のチョウザメ事業の規模見直しと活用方針についてでございます。事業規模の如何に関わらず、観光及び地域振興の観点からチョウザメを活用していくことは重要であり、今後も継続して取り組みを推進してまいります。ご質問のございました事業規模の縮小化につきましては、生産性や市場の動向から検討すべき時が来るかもしれないと認識しておりますが、現段階では現状の体制を維持して推進する考えでございます。以上、ご答弁いたします。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） 補助金を除いて町の負担額が約 1 1 億円というお話だったんですが、これ通告に書いておけばよかったかなと思うのですが、詳細な数値はわからなくて当然だと思うのですが、この平成 3 0 年度のチョウザメ振興事業計画を立てた頃から 1 1 億円の町の負担があるということで、こちらですけど、直接的にチョウザメ、例えばキャビアの販売量であったりとか、身の販売量、その辺から生まれた収益、この積み重ねで、この 1 1 億円の総投資額と比較してどれだけの差があるのかっていうのを、詳細な数値はわからないと思うのですが、今すぐには。どれだけのざっくりとした情報を教えていただければと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ざっくりというか、チョウザメの魚肉とキャビアの販売、販売ですか、販売ですね。

○1 番（木下広悠君） 主にそこが収益の主要なものですよね。

○町長（草野孝治君） はいはい。昭和、失礼。平成 3 0 年度が約 6 8 万円、令和元年度が約 1 7 4 万円、令和 2 年度が約 2 3 9 万円、そして公社の販売ですね。令和 3 年度が 5 1 0 万円、令和 4 年度が 6 4 5 万円、令和 5 年度が 6 5 7 万円、令和 6 年度が 5 5 0 万円、令和 7 年度が 7 8 0 万円が公社の販売、販売となっています。魚肉とキャビアの。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） えっと、今の数値を足してったら、まあ今までの収益で言うと、1 億とかそこら辺行くか行かないかぐらいという認識でよろしいのですかね。だから、はるかにそのチョウザメ関連、直接収支でいうとですよ。そこで得た、回収できたお金と比較すると、もう総投資額が莫大なものになっているという認識でよろしいのですかね、これは。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） チョウザメの試験研究施設で進めてございますので、当初、施設整備した時からですね、投資額を即回収というところであれですけども、販売が上がるという

ふうには元々想定してごさいません。というのは、この大きさの水槽に何尾飼育すれば、飼育期間ですとか、飼育の給餌、餌の量等々を研究しながら進めてきた事業でございまして、その要するに前例がない飼育試験研究ということでスタートしていますので、いきなり数百万、数千万を売り上げすることは到底当初から計画にはなってごさいません。ようやくここに来てですね、栽培、栽培じゃなくて生産技術が確立され、これも2014年、北海道大学水産学部水産科学研究院と協定を結びながらですね、ご指導いただきながら、地元のスタッフが試行錯誤しながら、今の飼育技術に結びついて、キャビアの安定生産・販売体制がようやく確立されたという状況になっているということをまずはご理解いただければなというふうに思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） もちろんね、そういうふうにすぐに利益が出るようなものではないというようなお話、理解いたしました。ただ、現状は投資額が11億円ということで、それを回収するだけの額は得られていないという事実はあるということですね。

一方で、チョウザメの事業運営試算というのが平成30年度に策定されたチョウザメ振興事業計画ですか、そこでされてますよね。今、2026年ですが、2021年から2024年の事業運営試算ですかね。その段階で約7,000万円の利益が出ているという見込みだと思います。2030年には2億7,000万ですかね。そこら辺の運営試算があるというようなことですけれども、現状そこに到達するような見込みはあるとお考えですか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 当時の、先ほどご答弁申し上げましたけれども、チョウザメ事業の振興計画、平成30年5月に策定したこのとおり、研究施設、養殖のための施設、水槽等が整備された場合の試算でございまして、現状でいくと約規模が3割程度しか現状確保できていないので、到底この試算のとおりにならないというような現状であるということでご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 色々事情はあると思いますが、全くもってうまくいってないというような言い方をしてしまったら、引っかかるかもしれないですけど、それが現実なのかなと思います。2番目の定量的な成果という話でしたけれども、何か具体的に数値で示していただくものがなかったのか、答弁にはなかったのかなと思っております。施設規模との計画に格差があるということですよね。現状では定量的な成果を出せないというような認識です。飼育技術の向上、キャビア、そしてブランド化で美深町の一定の知名度向上に貢献してもらっているみたいな、定性的にはそういうような見方はできると思うので

すけど、この定性的な見方に対しての定量的な数値データっていうのを知りたくて、何かこのブランド、チョウザメ関連で認知度が向上したというようなものを示す数値とかあったりしますかね。交流人口の数値、中々難しいと思いますけど、そのブランド化というのはどれだけこの町に恩恵をもたらしたのかっていうものが、何か少しでもあればお伺いできますかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、地域ブランド化などの波及効果について、数値で中々示すことは難しいのかなと思います。細かくね、ご質問いただければ、例えば、お店で何店舗あって、どのぐらいの量を卸しているのか、細かく、それが何人のお客さんに提供したのかって、そういった部分をあらかじめご質問いただいて、調査でもしていれば答えられるかもしれませんが、ブランド化はちょっと数値で表すことは難しいのかなとは思っているところでございます。いずれにしてもですね、定量的な部分については計画時というか、その計画と現在の規模が明らかに100%、10割近く施設が整っていて、いくらなんだということを出せばいいんですけど、まだその3割しか施設ができていないというか、今は、現状は3割の施設で今の現状ですよ。その代わり、この10年間で技術、飼育の技術が向上して、キャビア、キャビア魚の安定的な生産、そしてキャビアの製造体制が確立されたと、今のこの3割の部分ではそういった状況だということと、広く美深といえばキャビアですねってよく言われるように認知されてきたということで、ご理解いただけるのかなと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） まあそうですね、実際に数値で示せるものがなかったとしても、ある程度、これチョウザメというものが美深町を語る上で出てくるっていうのは実感しておりますし、ある程度のブランド化に成功しているというのは私自身も納得するところでございます。ただ、一方で、今、こう数値で示していただいたもの、色々こうね、3割、現状、施設が整っておらず、当初計画と比べると全くもって話にならないような結果になっているというような状況で、何かこう、このチョウザメ事業を語る上で縮小傾向であったりとか、もしくは撤退とか、そういうような話が上がってこないのがすごく不自然で。まあ、おそらく町民の方々と行政の方々と色々話される機会とかあると思うのですが、町民からすればですよ、先ほど同僚議員の答弁で、町長が町民を不安にさせないことが重要だというような話をされてましたけど、町民が美深町を見る上で不安要素ってなんとなくですけど、チョウザメ事業なのかなって思ってるのですよね。チョウザメどうなってるのかと。チョウザメってあれ、いつになったら結果が出るのだと。さっさと早期に撤退する

べきじゃないのかというお話がありますけど、この議論する場になると、その話が一切出て、主観的ですけど、一切出てこないのが不思議で。何かそういうようなお話、充分この当初計画と今のこの実績を考えたら、撤退するとか縮小傾向に行くとか、そういうような話が出てもおかしくないと思うのですが、町長自身、何かこう色々しがらみがあるのかわからないですけど、もう少しそういった発想を持った上で、このチョウザメ事業と向き合った方がいいのかなと思うのですが、非常に主観的なお話を述べさせていただきましたけど、そこについてどうですかね。町民に対して何かこの今の現状の数値でチョウザメ事業を継続していくような妥当性があるとお思いですか。町民に向けて発信してもらいたいなと思いますね。今この場で。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 町民に負担を、不安をとという部分は、今年度の財政運営についての答弁でございまして、チョウザメについて町民に不安を与えるっていうことはひと言も触れていないのかなと思いますけど、議員は、早くこれやめなさいっていうような質問で理解してよろしいのですか。そのように皆さん聞こえていると思うのですが、違うのですか。どうするのだという、どうしたらいいかという質問ですか。

○1 番（木下広悠君） そうですね。情報を提供していただいて、その上で判断するって感じです。もしかしたら妥当だという、継続妥当だっていう判断になる可能性も全然あります。

○町長（草野孝治君） あの、そもそも現段階で施設が完成していないから、採算も追いついていないっていう状況をご理解いただけるかなと思うのですが、私、直接耳に、町長になる前は町でチョウザメ事業っていつまでやるんだっていうような声は何人かからお伺いしたことがございましたけれども、今は私の耳にはそういったことは入ってきません。逆に町民歓迎のキャビアいつくれるんだと、期待してるんだと。頑張れよと。そういった声は耳にしますけれども、「やめれ」という声は直接私には入ってきません。議員の方に入ってきているのかもしれませんが、そういう状況だということでご理解いただければなと思いますけど、いずれにしてもですね、振興計画、途中で今ストップ、ストップしてるっていうか、施設整備のハードの部分はストップしてございます。けれども、魚のキャビアの候補はいますし、魚肉、キャビアともさらに生産できる体制の技術は整っていますが。最終的に今、冷凍保存庫、キャビアの冷凍保存庫が大体20キロのキャビアを生産するといっぱいになってしまうんです。さらにこれ50キロ、100キロとなると、さらに冷凍・冷蔵保存庫、さらに加工施設をですね、今の場所のSAF恩根内では多分厳しいので、新たな場所を模索して、新たにその100キロ、200キロに対応できる施設

を整備しなきゃならないというような課題が、大きな課題がございます。それに合わせて、今、チョウザメの飼育員、また調理されている方を含めて6人、公社の職員と合わせて6人います。これはフルに今の5つの施設を回ってフル稼働して、土日もなく回ってますから、そのキャビアの生産、製造する、そのスタッフの確保もですね、併せてしていかなきゃならないのと、今の、何て言うんですかね、製品量でいけば、今の人数で対応できるんですけども、これがさらに増えると、今度、今ある、高級ホテルですとか、リゾートの販売先をさらに増やしていかなきゃならない。その並行の仕事が出てくる。すごくそれが絡み合って、今、大変な時期なのです。それに合わせて、ご承知のとおり、当初計画であった仁宇布川発電所の放流水を利用するというのが、発電所の改修工事が急に入ってきて、これが令和10年にならないと放流水がまた元に戻らないという、ちょっとイレギュラー的な課題も出てきて、多くの課題を今、どう対応していったらいいか。今、先ほど言いましたけど、町民に説明して理解をもらうという、その整理をしなきゃならない時期、まさに何と言ったらいいのですかね。先日お亡くなりになった堀北海道知事さんがおっしゃる時のアセスメントというのですかね、そういう部分でも、長い間培ってきた技術、これを今後どうやっていくか、回収されてないと言いましたけれども、規模も数億円投入して、さらにキャビアを数億円産業にしていくかどうか、それらも慎重に見極めていかなきゃならない時期に来てございます。そういった評価を今後、慎重にしていく時期に差し掛かっているのかなと思っています。これは中止して13億円をどうしてくれるんだ、そういった話にもなりかねませんし、その辺も含めてですね、これは前町長の肝煎りで始まったチョウザメの振興事業ですから、私もその意志をですね、受け継ぎながら、なんとかここまで生産技術、確立してきたということは、北大水産学部水産科学研究委員会からもお墨付きをいただいておりますので、それらとやはりチョウザメ産業というか、そちらの、何て言うんですかね、稼ぐチョウザメですか。そちらと技術と、また販売のノウハウ、様々な部分で大変なものがあるということで、慎重にこの問題を将来に向けてどうしていくかということ、今、立ち止まって考えているということでご理解いただければと思います。はい、以上です。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 町長、こういうね、チョウザメ撤退したらどうだというような、町長に就任する前に言われて、現状は言われてないというようなお話でしたけど、なんかもう気使っちゃわれてるのかなっていうような、もうね、正直そういうような印象を受けました。いや、多分この議員方、そのように撤退した方がいいんじゃないかっていうのを日々言われてるんじゃないのかなと思いますけど。少なくとも僕だけ、僕みたいな者で

も２桁ぐらいは聞いたことがありますし、そのぐらいの町民がね、ある種、不信感を持っている事業だと思います。そこで町長にその耳に入らないというのは、ある種やっぱ何かこうね、腫れ物に触るというか、やっぱりこう手出せない、ここについて聞いたらいけないんだろうなという、こうね、パンドラの箱になっちゃってるような、そういうような事業なのかなって思うように思いますよ。この１１億円、そうですね、今の答弁聞いてたら、もう縮小とか撤退とか、そういったことはもう考えられないんだろうなと思っていて、もうね、ここで食いつく必要もないのかなと思って。過去の一般質問とかの経験もありますし、意味ないかなとも思っておりますので、もうそこを突っ込むのは、できるだけやめようと思いますけど、言いたいのが１１億円で投資したから、そこをどうするんだと言われるような話をされてましたけど、それやっぱり１番良くないような思考だと思ってて。やっぱ人間投資したら、これだけ投資したので、もうそこから撤退するっていう考え方ができないっていうね。正直、言い方悪いですけど、戦争時のね、何て言うんですか、第２次世界大戦の日本軍のね、そういうような発想というか、そういうことって多分、人間の心理としてあると思うんですよね。ただ、実際問題、そこでストップした方が長期的には損失が少ないとか、そういうようなお話もありますし、なんかすごくこう、良くない方向に行ってるなっていうようなことは述べさせてもらいますね。もうこれだけ投資した、人材も、そこに関しても、額に関しても投資してしまったので、もう縮小する方向にはいけないんだ、撤退するわけにはいかないんだというのは、かなり思考停止しているような印象を受けてしまいました。ただ、まあそのようにね、継続というものを前任の町長から引き継いでいくというようなお話だったので、まあもう、そこに関して言ったら覆ることはないのかなというように、もう半ば諦めの気持ちにはなっておりますけれども、今の答弁を聞いて町民が納得するかどうかはもう甚だ疑問ですね。はい、多分納得しないと思います。ほとんどの町民が。ちょっとほとんどって言っちゃったら語弊がありますが、納得しない町民が多いと私は思っております。今の答弁で納得していただけたらと思っているのであれば、もうチョウザメのことにに関して、町民がある一定の理解であったりとか、情報を知り得ていると思っているのか、思っていないのか、まだチョウザメ事業についての理解が進んでいないというような認識のもと、情報発信に努めていくような意思はあるのか、最後にお聞きしてもよろしいですかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 結局は何か中止しろというような質問に聞こえたんですけどもね。

○１番（木下広悠君） 縮小した方がいいと思いますね。

○町長（草野孝治君） 縮小っていう、ちょっと縮小。

○1 番（木下広悠君） 鑑賞用とかね、チョウザメの鑑賞用だけに絞るとか。

○町長（草野孝治君） いずれにしましてもですね、あの、13億円かかったからやめれないとは言ってません。後々、13億円どうするんだっていう指摘を受けるんじゃないかと私は言ったもので、それがこだわってるわけではございません。今、先に申し上げたとおり、今、立ち止まって、色々な課題を整理する時期に来ているのではないかなというようなお話をしていますので、町民に説明するにしてもですね、しっかり整理していく必要があるのかなと思います。いずれにしましてもですね、仮に規模を縮小して継続する場合、チョウザメの魚肉やキャビアの提供に代わるチョウザメの、チョウザメの振興というか、観光、どのように新しい戦略を結びつけていくかということも、やはりセットで考えていく必要もあるのかなと思います。本当に放流水が停止している影響で、様々なトラブルも抱えておりまして、今後も想定外の事態が発生するかもしれません。それをこの間クリアして、今日ここまで来たというような歴史もございます。そういった中で、新しいキャビアの引き合い、そういった営業戦略も描き始めてきている部分もございますので、その辺をしっかりと慎重に精査してですね、今後のチョウザメ産業の振興についてどのような方向で結びつけていくか、安定した水の供給を確保する必要もございますし、今後の施設規模、先ほど言いましたけど、まだ3割しか完成していない。一旦立ち止まって、今は状況を見極めて、そういった中で慎重に整理しながら、また議会、町民とも相談していく必要があるのかなと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） はい、お考え、理解いたしました。10年後、おそらく後悔することになると思います。そして、ただ、もう、進めていくというような話なので、なるべくうまくいくように議員方も色々こうね、指摘することになっていくと思いますし、僕自身も進めていくというような話だったので、なるべくこの事業がうまくいくような観点で何かこう、ご提言できればいいなと思っております。そして、次の質問に移ります。件名、美深町の観光の方向性及び課題について。美深町には豊かな自然環境や食、体験型観光など多くの観光資源が存在しており、観光をきっかけとして関係人口や移住につながる可能性を大きく有していると考えます。一方で、個々の観光資源やイベントは存在しているものの、それらを面的に結びつける戦略や、美深町として何を主軸に観光振興を進めていくのかという方向性が充分整理されていないようにも見受けられる。今後、人口減少が進む中で、交流人口及び関係人口を増加させていくためにも、改めて本町の観光戦略及び将来的な観光像について伺う。1、本町の観光は通過型・経由型の側面が強く、宿泊や長期滞在

による消費拡大に充分つながっていないと考えるが、町として宿泊型・滞在型観光への転換を目指す考えはあるか。2、滞在型観光を実現するためには、本町単独ではなく、上川北部地域などとの広域連携による観光圏形成が必要と考えるが、過去の広域連携の課題も踏まえた上で町長の認識は。また、本年、3月定例会の予算審査において、モンベルフレンドタウンを活用した広域連携について一定の考えが示されたところである。今後の観光振興における重要な手法の1つと考えるが、町長としての認識及び推進に向けた考えを改めて伺う。よろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 続いて、件名2つ目の美深町の観光の方向性及び課題についてご答弁申し上げます。1点目の宿泊型・滞在型観光への転換についてでございますが、美深町の観光の方向性につきましては、まちが持つ豊かな自然環境、食、体験型の観光資源を単発で楽しんで終わるのではなく、町内を巡る動線として結びつけることで、関係人口や交流人口の増加につなげていくことが重要であると認識してございます。宿泊型・滞在型観光について、びふかアイランドを道北観光の拠点、北北海道観光の拠点として整備して、これは昭和55年、びふか温泉森林公園、これらの完成を起源として長年取り組んできた経過がありまして、年間、直近で平均約6千人が利用し、利用者の半分は道外の方で、道北を広く巡るためのベースキャンプ基地として利用されているものと捉えております。また、これらの既存施設の活用はもとより、令和8年度は新たにモンベルフレンドタウンに登録し、モンベルのブランド力や顧客基盤を活用したアウトドアを通じた地域魅力の発信や観光PRの取り組みを始めたところでございます。今後はアウトドアや自然体験を軸に、観光協会と連携しながら、ガイド育成による体験プログラムの拡充や松山湿原など観光拠点の環境整備を進め、美深町らしさを深く体感できる滞在型観光をより一層、充実させていきたいと考えております。2点目の広域連携による観光圏形成およびモンベルフレンドタウンを活用した広域連携についてでございますが、まず、過去の広域連携の課題を踏まえた上での認識についてでございますが、広域連携にあたっては、自治体間での温度差や負担の偏り、事務局の負担などが観光部門に限らず広域連携の課題として認識しております。現在、道北観光連盟においては、上川北部の9市町村が連携し、天塩川シーニックバイウェイやサイクルツーリズム連絡会議と連携した取り組みを行い、上川地方観光連盟では、上川管内の23市町村が広域でパンフレットの作成や道内外への宣伝誘致に取り組んでいるところでございます。また、美深町観光協会が事務局を担う道北着地型観光プロモーション推進協議会においては、平成26年に発足以降、名寄市、幌加内町、美深町の3市町でスキーや雪板トレッキング、雪板作り体験、ワカサギ釣り体験など様々な体験イベン

トを広域で実施しており、上川管内の各自治体と広域連携して、関係人口や交流人口の増加に向けた取り組みを実施しております。次に、モンベルフレンドタウンを活用した広域連携については、本年４月から道北の天塩川流域圏において、美深町が先行して登録を行ったところであります。日本最大級のアウトドアメーカー、モンベルのブランド力や１２０万人を超える顧客基盤を活用した美深町の全国的な知名度向上や観光ＰＲ、フレンドショップに登録する町内店舗への集客や経済波及効果、キャンプや川下り、カヌー、釣りや登山など、アウトドアや自然体験を通じた地域の魅力と飲食店の魅力を発信し、滞在型観光の拠点として、さらにアピールして参りたいと考えております。当面は美深町単独で先行して実施する考えであり、広域連携を行えば広告費用を分担できるためコストは抑えられますが、各自治体の独自のＰＲ効果が希薄化してしまうものと考えます。フレンドエリアの登録については各自治体の考え方もありますので、美深町としては令和８年度の本年度の効果を検証してから、次のステップとして検討すべきと考えているところでございます。以上、答弁いたします。

○議長（南 和博君） １番 木下君。

○１番（木下悠君） まず、滞在型観光に関して言ったら、本格的に積極的に進めていくというようなお話だったと理解いたしました。その上でですね、基本的には今、びふかアイランドを中心とした滞在型観光というようなお話だったと思うのですが、それ以外にもですね、滞在型、本格的な滞在型の観光地として美深町が発展していくというような観点で見ると、まだまだ課題は色々あると思うのですが、町長が今、認識されている、そうですね、本格的に滞在型観光、観光地を目指す上での課題っていうのを思いつく限り教えていただければと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 課題というか、木下議員からだと思うのですが、言われているのは、美深町の観光は、びふかアイランドと仁宇布の松山湿原と昔よく言われていた２大観光地、それが縁で北の星座共和国から双子座のまちという認定というか、認証を受けて、今、観光的には双子座のまちということに位置づけられています。そういった中で、びふかアイランドの拠点と、トロッコ王国を含めて仁宇布地区、仁宇布の冷水と１６滝、それに松山湿原だけでなく、トロッコ王国や天然保全林と、他にも様々な観光資源がございます。また、民間の方々が経営する施設等もございます。そういった部分とびふかアイランドの部分と、さらに直近ではですね、やはり町内の飲食店、こちらとの、何と言ったらいいのですかね、最近、観光庁では泊・食分離といって、宿泊は宿に泊まるけれども、食事とかは地域のお店で食していただいて、宿泊はまちの中の旅館や温泉等に泊まると、

そういったこともですね、何と云うのですかね、推進してございます。そういった考えも1つあるのかなと思います。やはりトロッコ王国、夏期間シーズンだけですけれども、1万人の来町者が滞在するということで、なんとか別メニュー、町に滞在できるような他のメニューと組み合わせ、体験メニューを組み合わせで滞在してくれるようなこと、きっと考えてくれているのかなと思うのですけれども、そういったことを仁宇布、びふかアイランド、あとまちの中、これを結ぶようなものが、そういうルートがあればいいのかなと思います。そして最近、やはりこのアウトドアの部分で、天塩川下り等ですね、ガイドさん等もシーズン中は大変忙しいような状況と聞いています。そういう、稼ぐ観光というのですかね。そういう観光産業までは至ってないのですけれども、もう数年、そういう形で営業されているということもあって、そういう部分とうまくリンクするようなことも大切かなと思いますし、さらにスポーツ文化合宿、これも複数日滞在してもらおうというようなことにもつながっていけるような、体験のコースの中に、スポーツ・文化合宿だけでなく、その中の1つに、例えばトロッコに行って体験してもらおうとか、松山湿原に登ってもらおうとか、そういったものも組み合わせたような、そういうつながりを持って、点じゃなくて点と線、そして滞在してもらおうという。そういう部分が今、まさにいいタイミングに来ているのかなと思っています。それと、もともと美深町はびふかアイランドを中心に北北海道の滞在観光の拠点ということでPRしていますし、ネット等で検索するとですね、もうすでに北北海道の滞在型観光の拠点となっていますということで、ホームページ等でも紹介されていますので、アイランドとしては宿泊型・滞在型観光の転換を目指す考えはあるかじゃなくて、すでにそれをさらに伸ばしていくような形で支援して、支援または発展させていくことが必要なのかなと思っております。少し長くなりましたけれども、そういうような部分が私としては課題という形で、ちょっと課題というか、チャンスと捉えています。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 美深町には、非常に魅力的な場所や観光地が色々と点と点でそれぞれ存在していて、それを結びつけられれば、より魅力的な自治体としてPRできるのじゃないかなみたいな、そういうようなお話だと理解いたしました。一方でびふかアイランドじゃなくて、美深町内で言うと、こう、宿泊施設に関して、まだまだこう充実していただく余地があるのかなとかって思ったりするのですけれど、そこら辺に関しての町長の認識をお伺いしてもよろしいですかね。例えば、そうですね、だから基本的にそのね、来る人も限られているので、その宿泊施設を増やせとかそういうような発想ではないのですけれども、ただ、まあこう、まち中で泊まっていただいて、そこからこうお店に流れていくみ

たいな、そういうような発想のもと考えると、まだこう充実させる余地があるのかなと思ったりするんですけど。宿泊施設の供給面での町長のその認識、聞いているのかな、どのような認識をお持ちなのか、お伺いしてもよろしいですかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 郊外の部分、仁宇布の宿泊施設だとか、紋穂内の宿泊施設は承知していますけれど、市街地についてはですね、まあ、ほぼビジネス客と、あとスキー合宿等々で宿泊される部分が多いのかなと思っています。それで、そのキャパがね、もう100%を超えて、どこも泊まれなくなっているのかどうなのかという見極めも必要かもしれませんが、今回、繰り越しで、先ほど総務課長から説明したローカル1万の事業の中にもですね、すぐじゃないですけども、宿泊施設も兼ね備えた形でのゲストハウス、ゲストハウス的な宿泊可能なものも計画していると伺っているところでございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） その供給施設の充実性みたいな、そこら辺の課題を感じて、少し話が進んでいるようなので安堵いたしました。そしてですね、あと連携のお話だったのですが、やはりその美深町単体で、正直、美深町内であれば日帰りで回れたりするような側面が強いので、道北であったりとか、近隣の自治体を1つの観光圏として周遊していただくというような発想で、初めて、滞在日数が増えていくのかなと思ったりしております。現状も、そういうふうになんか広域での活動っていうのをやっている、それは理解いたしましたけれども、これだけで足りるのかなという、町長自身がこの広域の考え方によって、もちろん自治体間の温度差であったりとか、人材の兼ね合いとか、それ色々あると思うので、そんな簡単にできることではないとは思っているんですけど、実際問題、北いっしょとかそういったものを進めようとしていたというような事実がございますので、これから広域で色々課題をクリアして行って、広域の道北というような観光圏で売っていくというような積極的な前向きな考えはあるのか、お伺いしてもよろしいですかね。

○議長（南 和博君） 木下議員に申し上げますけど、質問の際は真摯な態度でお願いします。

○1番（木下広悠君） 真摯じゃなかったですか。失礼しました。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっとその体験メニューを広域でっていう部分については、私、ちょっとプライベート的には川下りのイベント、こちらの部分ではですね、名寄から日本海までということで、広域での滞在しながらのイベントも過去にもやってきていますし、今年度は名寄・美深がベースキャンプで音威子府までということで、そういう天塩川を活

用とした広域連携の事業は可能なのかと思いますし、これも逆に言うと、こういうイベントだけじゃなくて、一般の方がそういうプログラムを活用して入ってくる窓口にもなり得るかなと思いますし、ガイドさんもありますので、そういうガイドを頼って、そういう連携ができてくるのかなと思いますけれども、例えばうちのトロッコから、隣村とか隣まちのどこどこ施設って、中々それはあの、もうやっていたらもうやっているのじゃないかなって思います。すでにそういうことが計画できているのであれば。今はこちらのいう、先ほどベシスで言った、まあ冬の部分の連携したイベント等々やられていますけど、美深だけでも1日で回りきれませんので、やはり今考えられるとしたら、町内のその点を線で結んで滞在してもらおうという方が近道なのかなと思います。連携するのであれば、やはり市町村の垣根がないっていうのは天塩川だけですので、そこをうまく活用して体験するということは可能かなと思っています。過去にも、このイベントの中で色々体験メニューを作って、抱き合わせてやった部分がございます。例えば広域、美深・音威子府・中川の会場であれば、音威子府で宿泊するので、音威子府そばの手打ちの体験メニューを一緒につなげて、それをみんなで食するですとか、例えば夜、子どもたちが昆虫採集に行くだとか、それを掛け合わせて、川下りだけじゃなくて、セットで色々試行錯誤した計画がありますけれども、最終的にはキャンプと川下り、これがやっぱり、これを何とか充実してほしいという、そういうアンケート結果により、今はもう存分に川下りをしてキャンプを楽しんでもらおうというイベントに変遷してきたという経過がございます。この事業は名寄から宗谷管内の幌延町、そして留萌管内の天塩までつながる3市町をまたがる事業として、これからも連携事業としては発展することが可能かなと思っています。以上です。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） ものすごく色々な観光面での、どうやったらこう観光客が訪れるかというようなものを、というようなものを多角的に見られていて、かなり答弁聞いている安心できる部分はあるのですよね。その上でですね、この間、美深町議会として観光協会との懇談会が行われて、その際、美深町の観光面での課題であったりとか、色々話し合った上で、観光協会の方がおっしゃっていたのが、要は美深町の観光面で何が足りないかというようなお話で、美深町として、こう1つ、ここを売り出すというようなテーマ設定がまだ未熟なんじゃないのかなみたいな、そういうようなお話がありまして。だから美深町という存在を短文で端的にわかりやすく響くような、そういうようなキャッチコピーじゃないですけど、そういったものを作った上で、それをこう発信していくと。そこで興味を持ってもらって、色々ね、トロッコ王国であったりとか、びふかアイランドであったりとか、松山湿原であったりとか、そこら辺に引っかかりを持ってもらいたいな、そういう

ような発想が大事だというようなことをおっしゃってありました。根本的にね、広告、PRのこうPRに対しての力が足りていないとか、そういった話もあったのですが、まず町長、最後に町長がこう美深町をね、どのような場所だと訴えていくのか、今後、先ほどの藤原議員みたいな質問をしますけど、10年後、美深町はどのような観光地として売り出していくのかと。存在しているのか、町長のそのビジョンをね、最後語っていただければなと思っております。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 観光協会が、なんかまちのテーマが必要だって言われたのですか。

○1番（木下広悠君） テーマ必要とか、そういうような話があったって話です。

○町長（草野孝治君） 本町においてはですね、総合計画、その前に北海道の観光振興計画、また観光庁の部分等も結びついていますけど、美深町においてはですね、観光の部分については、企業誘致・観光開発・移住対策推進協議会という組織がございまして、この中で観光事業、観光協会も含めて総合調整するという組織がございます。ぜひそういった中で、観光協会からのご意見も意見反映しながらですね、相談できればなと思っています。美深町のテーマって過去に何かあったのですが、ビカビカ美深っていうテーマを聞いたことがあります。相当前です。私が多分観光担当していた時です。なんか、ふかふか美深ってこれは冬しか使えないとか、そういった色々なキャッチコピーですか、そういったものもありましたけれども、今はまち全体としては美しさが深いまち美深町というような形で持ってますけど、私はこの後、やはりこの美深は水と緑の大地ですから、水と緑のユートピアを目指して、10年後、観光がさらに充実できればありがたいな。それも自分も楽しめるメニューでないと、やはり誰もが自分も楽しめるメニュー、自分が参加したらこうだというメニューを念頭に考えてくれたらありがたいなと思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 水と緑のユートピア。非常に素晴らしいと思います。その調子で美深町のPRを行っていただければと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 以上で1番木下君の質問を終わります。ここで暫時休憩します。再開は概ね2時といたします。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時02分

◎日程第 7 議案第 30 号 美深町税条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 休憩をとき、会議を再開します。次、日程第 7 議案第 30 号美深町税条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第 30 号 美深町税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、個人町民税及び固定資産税において法令の改正に対応した規定を整備するものであります。よろしくご審議いただき、原案ご決定いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の 1 ページです。議案第 30 号 美深町税条例の一部改正について。美深町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。この条例改正につきましては、令和 8 年度の税制改正に対応する改正でございまして、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、町民税と固定資産税について改正するものでございます。令和 8 年度の税制改正につきましては、令和 8 年 3 月 31 日に改正法が成立して、4 月 1 日に法律が施行されております。この法律改正に合わせて、4 月 1 日に適用しなければならない本町の条例改正につきましては、今年の第 4 回定例会でご決定をいただいた、地方自治法第 180 条に基づく専決事項の指定、これに基づきまして、令和 8 年 3 月 31 日に改正済みでございます。改正内容につきましては、議会側の議案書に添付されている報告書をご確認いただきたいと思います。したがって、この第 30 号議案の条例改正につきましては、令和 9 年度以降の課税に係る改正となっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。それでは、改正内容を説明させていただきます。表の上の改正の要旨をご覧ください。ここに主立った改正について記載をいたしました。まず町民税ですが、1 つ目、住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長で 5 年間延長する改正です。2 つ目、特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限の撤廃、3 つ目が特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備でございます。固定資産税では免税点の見直しを行います。それでは、下の表で順に説明してまいります。整理番号の左側にありますけど、整理番号の 1 番なのですけれども、個人町民税に係る公的年金等受給者扶養親族等申告書の改正で、本則の第 17 条の 3 の 3、この改正でございます。内容は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴いまして、申告書記載事項を追加する改正となっております。新たに追加する記載事項は、特別障害者、障害者、寡婦、ひとり親の該当関係でございます。整理番号の 2 つ目、2 番目なのですけれども、特定一般医療薬品等購入費を支払った

場合の医療費控除の特例の改正で、こちらは附則第 6 条の改正でございます。この特例は通称ですが、セルフメディケーション税制と言われているものでございまして、医師の処方なく薬局でスイッチ O T C 医薬品を購入した場合に、従来の医療費控除との選択制で控除することができる制度でございます。平成 29 年度に制度化されておりました、それ以来、5 年ごとに適用期限が延長されてきましたが、今般の税制改正で適用期限が撤廃されましたので、これに対応する改正でございます。整理番号の 3 番ですが、こちらは個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の改正で、こちらは附則第 7 条の 3 の改正でございます。この税額控除は、まず所得税から控除されますけれども、所得税で控除しきれなかった額を住民税から控除する仕組みとなっております。この制度の適用期限を 5 年間延長して、令和 12 年までに入居を開始した場合に適用するための改正でございます。

整理番号 4 番、こちらは優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の改正で、こちらは附則第 17 条の 2 第 4 項の改正でございます。この特例は、所有期間が 5 年を超える土地等を優良住宅地の造成等のために譲渡した場合に、税率を軽減する制度でございますが、その譲渡した土地が急傾斜地、崩壊危険区域、それから土砂災害特別警戒区域または浸水被害防止区域内にあるときには、特例に該当しないものと見なす改正でございます。現在、美深町内にこれらの該当区域はございません。次のページに参りまして、整理番号の 5 番ですけれども、特定暗号資産取引に係る個人の町民税の課税の特例でございまして、こちらは附則第 19 条の 4 として新設する新しい特例でございます。暗号資産というのは一般的に仮想通貨と言われているもので、特定暗号資産取引というのは、特定暗号資産取引業者が取り扱う暗号資産を指しております。この資産の取引で生ずる所得につきましては、これまで総合課税として 6 % の税率で課税しておりましたが、令和 8 年度の税制改正で課税法、課税方式が分離課税となりました、税率が 3 % に改正されております。現在、有価証券取引等から生ずる所得につきましては、基本的に分離課税が適用されている。その一方で、暗号資産取引から生じる所得は総合課税の対象とされております。この度の税制改正で、暗号資産取引を他の多くの金融商品と同じ分離課税とすることになったものでございます。この適用につきましては、右の欄にありますように、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日となっております、金融商品取引業者登録簿に登録される暗号資産等の整備、これが整えられてからの施行となります。次に下の表、固定資産税に係る改正でございます。整理番号 6 番の固定資産税の免税点の改正でございますが、こちらは本則第 40 条の改正でございます。土地につきましては現行 30 万円で、今回の改正では変更はございません。家屋につきましては、現行 20 万円を 10 万円引き

上げて30万円に改正、償却資産につきましては、現行150万を30万引き上げて180万円に改正いたします。以上が各税目の改正内容でございますけれども、この他に地方税法等の一部改正によりまして、この条例が引用している法律等の条項が移動した改正などについて、次のページに記載してございますので、お目通しいただきたいと思います。最後に、改正附則の説明をいたしますので、議案書ちょっと戻っていただいて、4ページの中ほどから始まる附則の規定をご覧いただきたいと思います。そのページの中ほどに附則の第1条がありますけれども、第1条につきましては、施行期日に関する規定でございます、この改正条例の施行期日を令和9年1月1日からいたしますが、このうち第1号に掲げております固定資産税に関する法律の改正なのですが、こちらは令和9年の4月1日に施行しますと。第2号は寄附金税額控除の特例の一部と、それから優良住宅地の譲渡の課税の特例に関する改正でございます、こちらは令和10年1月1日に施行いたします。第3号は特定暗号資産の課税の特例に関する改正で、こちらは先ほど申し上げました金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌々年の1月1日に施行することを規定してございます。第2条と第3条は経過措置の規定でございます、適用関係や効力に関する経過措置を規定してございます。まず第2条につきましては、町民税に関する経過措置の規定でございます。第1項が公的年金等受給者扶養親族等の申告に関する経過措置、第2項が住宅借入金等特別控除特別税額控除に関する経過措置、第3項が寄附金税額控除の特例に関する経過措置、第4項が優良住宅地の譲渡の課税の特例に関する経過措置、第5項が特定暗号資産の課税の特例に関する経過措置を規定しております。最後の第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置の規定でございます。以上で条例議案第30号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第30号の説明を終了します。

◎日程第8 議案第31号 令和8年度美深町一般会計補正予算（第1号）乃至
議案第34号 令和8年度美深町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第8、議案第31号 令和8年度美深町一般会計補正予算（第1号）乃至議案第34号 令和8年度美深町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括して議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第31号から第34号で提出しております、一般会計ほか3会計の補正予算について、一括して提案説明を申し上げます。はじめに、議案第31号 令和8年度美深町一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正

につきましては、歳出では商工会が販売するプレミアム付き商品券や美深高校前バス待合所設置工事に要する経費の追加などについて措置するものであります。次に、歳入であります。追加補正する、失礼、追加補正に係る財源につきましては、国・道補助金のほか、不足する財源は前年度繰越金、プレミアム付き商品券については地方債により措置するものであります。以上によりまして、一般会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ6,547万円を追加し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ73億5,447万円となるものであります。次に、議案第32号 令和8年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、介護保険システムの改修にかかる経費の追加補正を行うものであります。以上によりまして、介護保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ154万9千円を追加して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ6億1,344万9千円となるものであります。次に、議案第33号 令和8年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的支出において中央・吉野地区簡易水道漏水調査に要する経費など527万2千円を増額するものであります。最後に、議案第34号 令和8年度美深町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的支出において消防設備点検委託料1万7千円を減額するものであります。よろしくご審議いただき、原案ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 小林総務課長。

○総務課長（小林一仙君） それでは、議案第31号につきまして、ご説明申し上げます。別冊配布の議案をご覧ください。議案第31号 令和8年度美深町一般会計補正予算（第1号）。令和8年度美深町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（以下事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 和田保健福祉課長。

○保健福祉課長（和田政則君） 議案第32号の説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第32号 令和8年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）。令和8年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（以下事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 町屋建設水道課長。

○建設水道課長（町屋英雄君） それでは議案第33号 令和8年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明をいたします。別冊配布の議案をご覧ください。議案第33号 令和8年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。令和8年度美深町簡

易水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（以下事項別明細説明あるも省略）

○建設水道課長（町屋英雄君）　続きまして、議案第３４号　令和８年度美深町下水道事業会計補正予算（第１号）の提案説明をいたします。別冊配布の議案をご覧ください。議案第３４号　令和８年度美深町下水道事業会計補正予算（第１号）。令和８年度美深町下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（以下事項別明細説明あるも省略）

○議長（南　和博君）　以上で議案第３１号乃至議案第３４号の説明を終了します。

◎日程第９　報告第５号　総務住民常任委員会所管事務調査報告

産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（南　和博君）　次、日程第９　報告第５号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長、副委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。はじめに総務住民常任委員会の報告です。

７番　小口君。

○７番（小口英治君）　それでは所管事務調査報告を行います。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第７７条の規定により報告する。調査日、令和８年４月２２日。調査事項、高齢者支援の現状と課題について。調査内容、１、除雪サービス、２、外出支援サービス、３、移送サービス。調査方法は聞き取りです。１、除雪サービス。除雪サービスは、概ね６５歳以上の高齢者のみの世帯並びに身体障がい者世帯等のうち、市町村民税が非課税世帯であって、世帯員の身体状況から除雪が困難で、扶養義務者の援助を受けることができないなどの理由が認められる世帯が対象になっている。対象世帯の認定は民生委員協議会に諮り、その意見を聞いて決定しており、サービス利用世帯は増加傾向にある。利用手続きの流れは、降雪前に各地区からの民生委員協議会が前年度に除雪サービスを利用した方を中心に、今年度希望されている方の取りまとめを行い、担当課に報告する。また、直接、担当課に申請する方も含め、課内で協議され、対象者を決定する。事業は委託事業者である社会福祉協議会が行い、除雪業者を募り、玄関・門口・福祉路線は町道除雪が実施される基準に準じて行われており、距離に応じた負担となる。屋根・窓下の除雪は、利用者が民生委員に要請し、民生委員が必要と判断した者が社会福祉協議会に連絡され、要請を受けた事業者が除雪を行っている。費用は社会福祉協議会が各事業者の実績額を取りまとめ、町へ請求し、同額が事業者を支払われ、利用者は

1 割負担となっている。2、外出支援サービス。外出支援サービスは、概ね65歳以上の高齢者や障がい者で、車椅子を利用しなければ外出が困難な方が対象で、町が所有するリフト付き福祉車両での送迎を行うサービスであり、主な利用は通院とショートステイの送迎である。外出支援サービスは社会福祉協議会への委託業務であり、5名の職員が交代で送迎を担当している。利用料金は1回4,600円で、多くの利用は美深厚生病院と名寄市立総合病院への通院で利用している。3、移送サービス。移送サービスのうち、ハイヤー料金負担事業では、概ね65歳以上の高齢者、1級または2級の身体障がい者等で、病気や障がいによりハイヤー以外の公共交通の利用が困難な方が対象となるが、世帯の課税状況や自動車、自家用車を持っていないなどの条件がある。利用手続きは、利用申請書を保健福祉課に提出し、対象者としての認定を受けた方が利用できる。利用状況は、名寄市立病院への通院が64%と最も多く、他に美深厚生病院や保健センターでの健康診断となっている。行事等の社会参加活動でも利用が可能で、1年度内、38回を上限に利用できる。利用者負担はハイヤー会社の1割で、9割が町負担となっている。人工透析通院費用一部負担事業は、本町に住所を有し、町税を完納している方で、名寄市内の医療機関への通院により人工透析療法を受療する方を対象とし、通院費用の1回として、1回の通院につき450円を助成している。調査のまとめ。除雪作業、除雪サービス事業は、豪雪地帯に暮らす高齢者には心強い支援事業となっている。事業費総額は令和2年度から令和7年度の間、降雪量による増減はあるが、計画どおり事業が実施されている。近年、人件費・燃料費の上昇が顕著なので、予算額の検討が必要とも思われる。また、高齢者が除雪作業を担っている状況もあり、今後の担い手確保が大きな課題となっている。外出支援サービスは、外出に車椅子が必要な方にとっては欠かせない事業である。事業当初は美深厚生病院の送迎が主だったが、近年は名寄市立総合病院の送迎が半数以上を占め、利用者負担は近距離と遠距離が同額料金で利用者負担の検討も必要と思われる。移送サービスは美深ハイヤーへの委託事業である。ハイヤー業界も運転者不足が課題と言われており、事業継続には担い手確保が重要になっている。前段にもあるが、利用のほとんどが通院となっているが、老人クラブ等の社会活動の参加にも利用できるのも、さらなる検討も必要と思われる。地域生活の保持、過疎地域における移動に関係する民間サービスの不在への対応、通院手段の確保など、切実なニーズへの対策として最低限の施策が実施されていると考えるが、今回取り上げた事業は、サービス提供者の多くが高齢者であり、今後もサービスを継続する上で、役場担当課と社会福祉協議会など委託事業所及び関係する事業者、組織との情報の共有交換がさらに求められるとともに、対策の検討強化が必要である。次のページは高齢者サービス事業の一覧で、除雪サービス、外出支援サービス、移送サービスの年度別の実

績を表した表を添付しておりますので一読ください。これで総務住民常任委員会の所管事務調査報告を終わらせていただきます。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ次、産業教育常任委員会の報告です。

6 番 田中君。

○6 番（田中真奈美君） それでは、産業教育常任委員会の所管事務調査の報告をさせていただきます。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告いたします。調査日は令和8年4月23日、調査事項、スポーツ行政の現状と課題について。調査内容、1、各スポーツ機関や広域連携の状況について、2、子どもスポーツ文化未来基金の実績について、3、エアリアルプロジェクトの今後について。調査方法は聞き取りによります。調査内容の報告については、書面を皆様それぞれご一読いただき、まとめの報告だけをさせていただきます。調査のまとめ。大学との相互協力協定については、地域コミュニティ活性化促進事業などの補助金により、エアリアル、スポーツクラブ、大学生の合宿誘致、指導者の育成、高齢者への健康プログラムなど多岐にわたり取り組んできており、今後の進展を期待するものである。現在においては関わりが少なくなっている様子が伺える各協定締結大学とは、事務レベルの関係者と交流をし、情報収集することで、地域の課題がどこにあるのかを検証し、新しい活動を模索しながら、さらに部活動の地域移行の進歩も鑑み、調整していく必要がある。こどもスポーツ文化未来基金は、スポーツ活動だけでなく文化活動を追加し、指導者養成研修にも支援することで、多面的・総合的に美深町のスポーツ振興と子どもたちのスポーツ・文化活動に対する意欲を後押しできる基金となっている。現在の基金は、町からの負担金が主なものとなっているが、創設当初の趣旨でもあった子どもたちの未来を応援する寄附金の活用という面では、ふるさと納税による使途指名の寄附金が、こどもスポーツ文化未来基金にどのように振り分けられているのか不明であるため、町負担金との区別と更なる寄附金の確保対策を再考すべきである。エアリアルプロジェクトでは、発足から20年という歴史の中で、念願のオリンピック選手が誕生したことは、これまで関わったすべての関係者の方々に敬意を表するものである。今後の課題となる選手育成では、練習量の確保が重要となっており、できるだけ早くシーズインできるよう、降雪機の必要性や夏場のトレーニングにウォータージャンプの施設整備を議論したが、いずれも諸問題を解決するには至らなかった。国際スキー連盟公式であるエアリアルジャンプ台を擁する美深スキー場として、冬季オリンピックの札幌開催に大いに期待するところであり、それによって今後のプ

プロジェクト存続と発展に向けた取り組みに進展があるものと期待するところである。美深町のスポーツ行政全般において、人口減少と少子化により、指導者の確保や、スポーツ少年団では単独での存続が厳しいという状況、現状がある。希薄化している北海道教育大、仙台大学との相互協力協定のほか、国立科学スポーツセンター、日本オリンピック委員会、全日本スキー連盟など、各機関との連携と交流を密にし、より関係を深めていくことで、子どもたちのスポーツ・文化活動の維持と発展のための指導者育成に努力することを望むものであります。添付としまして、美深町こどもスポーツ文化未来基金の年度別の実績を、実績一覧を添付しておりますので、皆様ご覧いただきたいと思います。以上、報告とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 只今の委員会報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

◎日程第１０ 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第１０ 休会日の決定の件を議題とします。

お諮りします。議案調査のため、明日１７日を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、明日１７日を休会とします。以上で本日の日程を終了しましたので、本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦勞様でした。

散会 午後３時１９分

令和 8 年第 2 回定例会
美深町議会会議録
第 2 号 （令和 8 年 6 月 1 8 日）

◎議事日程（第 2 号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第 3 0 号 美深町税条例の一部改正について
- 第 3 議案第 3 1 号 令和 8 年度美深町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 議案第 3 2 号 令和 8 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 議案第 3 3 号 令和 8 年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 3 4 号 令和 8 年度美深町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結について
- 第 8 同意第 2 号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第 9 同意第 3 号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第 1 0 同意第 4 号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第 1 1 同意第 5 号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第 1 2 同意第 6 号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第 1 3 同意第 7 号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第 1 4 同意第 8 号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第 1 5 同意第 9 号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第 1 6 同意第 1 0 号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第 1 7 同意第 1 1 号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第 1 8 同意第 1 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 1 9 同意第 1 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 2 0 意見書案第 1 号 日本政府に核兵器禁止条例の参加・調印・批准を求める意見書の提出について
- 第 2 1 意見書案第 2 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第 2 2 議員派遣の件
- 第 2 3 承認第 2 号 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 第 2 4 議案第 3 6 号 工事請負契約の締結について

◎出席議員（１０名）

１番 木 下 広 悠 君	２番 望 月 清 貴 君
３番 中 瀬 亮 太 君	４番 名 取 明 美 君
５番 欠 員	６番 田 中 真奈美 君
７番 小 口 英 治 君	８番 藤 原 芳 幸 君
９番 和 田 健 君	１０番 荒 川 賢 一 君
１１番 南 和 博 君	

◎欠席議員（０名）

出席説明員

◎美深町

町 長 草 野 孝 治 君	副 町 長 川 端 秀 司 君
総 務 課 長 小 林 一 仙 君	企画商工観光課長 小 野 勇 二 君
住民生活課長 中 野 浩 史 君	保健福祉課長 和 田 政 則 君
農 務 課 長 森 田 重 樹 君	建設水道課長 町 屋 英 雄 君
会計管理者 中 村 稔 君	保健福祉グループ主幹 奥 山 貴 弘 君
総務グループ主幹 青 木 吉 信 君	企画グループ主幹 渡 辺 善 美 君
経済産業グループ主幹 前 田 直 久 君	生活環境グループ主幹 川 端 健 君
税務グループ主幹 神 野 勝 彦 君	農業グループ主幹 加 藤 保 昭 君
建設林務グループ主幹 田 畑 尚 寛 君	水道住宅グループ主幹 元 岡 友 之 君

◎教育委員会

教 育 長 杉 本 力 君	教 育 次 長 中 林 秀 文 君
教育グループ主幹 前 田 貴 也 君	教育グループ主幹 久 保 元 樹 君

◎農業委員会

農業委員会会長 藤 本 博 君	事 務 局 長 森 田 重 樹 君
-----------------	-------------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 渡 邊 幸 一 君	事 務 局 長 内 山 徹 君
------------------	-----------------

◎議会事務局

事務局 長 内 山 徹 君 事務局 副主幹 服 部 満 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は 10 名全員出席です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第 1 諸般の報告を事務局長より行わせませう。

内山事務局長。

○事務局長（内山 徹君） 諸般の報告をいたします。閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から 6 月実施の例月出納検査報告 1 件、町長から町出資法人に係る令和 7 年度期経営状況説明書 1 件、いずれも議会側議案に写しを添付しております。次に、追加議案について申し上げます。長側提出のものは工事請負契約の締結 1 件、同意 12 件の計 13 件、議会側提出のものは意見書案 2 件、議員派遣 1 件、承認 1 件の計 4 件、合計 17 件で本日の会議に付議しております。以上で諸般の報告を終わります。

○議長（南 和博君） 本日も議場の中が暑いですので、上着を脱ぐことを許可したいと思います。

◎日程第 2 議案第 30 号 美深町税条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第 2 議案第 30 号 美深町税条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第 30 号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番 望月君。

○2 番（望月清貴君） それでは、議案第 30 号ですけれども、この議案第 30 号についてはですね、町民の皆さんの納税負担を増加する内容ではないのだと考えますし、賛成したいと考えているわけですが、今後のですね、地方税法関係の、何ていうのかね、条例改正等に関係あることとして 1 つだけ伺いをしたいと思います。というのはですね、議会側議案の方に 2 本の専決処分が報告されております。今後の改正にも関係しますので、確認といいますか、お聞きしたいのですけれども、1 つ目はですね、専決報告書、専決処分がですね、3 月 31 日付になっておりまして、報告されたのが 6 月 1 日付になっております。この間、5 月 28 日にも臨時会もあったのですけれども、少し期間がかかったような気がしますので、その辺、もう少しですね、早くできないかなと思ったわけ

ですけれども、その辺はいかがでしょうか。どんな事情だったかお伺いできればと思います。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） 専決の日から報告の日までが随分間があるということでご指摘なのですけれども、専決の条例改正につきましても、見ていただけるとわかると思いますが、資料の方をつけてございます。これは今まで議題、議案として提出して審議していただいたのと同じようなスタイルで、なるべくわかりやすく、誤解を招かないようにということも含めまして、資料作りしてございます。ある程度、形も変えたりしながら、項目出しも細かくしていたりとかってということで、税条例自体非常に難しいというか、読み切るのにかなりの文章量があるので、そんなんでも資料作りしてるんですけれども、専決とはいえ、やらなきゃいけないとはいえ、内容がわからないというのも困るだろうと思ひまして、資料作りしておりました。ですから、条例改正自体は3月の末で改正、改め分できたとしてもですね、資料の方はさすがにその時点ではできないものですから、その資料作りに努めていた期間が2カ月ほど。それから、それでもって5月の28日の臨時会にも出せばよかったのでしょうけれども、中々それも間に合わなかったということで、6月1日の報告ということにさせていただきました。なるべく今後ですね、早くに報告できるように努めていきたいと思ひます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） はい、今、答弁いただきました。確かに、本当の議案のようなスタイルで、そのわかりやすい資料を作っていただいておりますので、事情はわかりました。大変な作業だと思いますけれども、可能な限り、またお知らせをいただくということをお願いしたいと思います。これについては、議会側の方で専決条例、提案して作ったものだと思いますし、異議、特にあるということではないのですが、まず時期のことです。それともう1つは、答弁、どうかとは思ひますけれども、今回、特にもう同じ地方税法関係で、国保税の専決もあります。ちょっと議題とはちょっとそれる面もあると思ひますが、少しあの、子ども、子育て支援の納付金分が入っているということで、負担増になるようなこともあるのですが、今回180条による専決処分ということでございますけれども、今後、今回、この関係については一般にもかなり周知されておりますので、異論はないんですが、今後、必要に応じては説明の場ですとか、そういうこともお考えいただければと、場合によってはですね、思ひますので、お願いして質問を終わりたいと思ひますが、答弁あればお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君）　そうですね。どのタイミングで説明できるのかということもありますけれども、他の議案と含めてですね、説明できるタイミングは図っていききたいなと思います。

○２番（望月清貴君）　はい。わかりました。

○議長（南　和博君）　他ありませんか。

　　７番　小口君。

○７番（小口英治君）　議案書の７ページになりますが、この固定資産税についてちょっとお聞きしたいのですが、家屋と償却資産が免税点のこれは引き上げになると思うのですが、これに伴う件数とですね、減収額がわかれば教えてください。

○議長（南　和博君）　神野税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（神野勝彦君）　今、ご質問のありました固定資産税の免税点見直しなのですけれども、今回に関しましては施行日が９年の４月１日ということなのですけれども、今時点ですすね、計算を出した中では家屋が５１件で約１８万３千円、償却資産に関しましては１４件で３２万４千円の減少が見込まれると思っております。以上です。

○７番（小口英治君）　はい、わかりました。

○議長（南　和博君）　他ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南　和博君）　なければ討論を終了します。これから議案第３０号について採決します。議案第３０号美深町税条例の一部改正について、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南　和博君）　全員賛成です。したがって、議案第３０号は可決されました。

◎日程第３　議案第３１号　令和８年度美深町一般会計補正予算（第１号）

○議長（南　和博君）　次、日程第３　議案第３１号　令和８年度美深町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。これから議案第３１号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

　　４番　名取君。

○４番（名取明美君）　はい、すいません。１３ページです。上から３番目の印刷製本費のところですよ。１５３万２千円追加予算となっております。今現状で高くなった分はですね、まちで補正すると思うのですが、これ以上ナフサが上がった場合、袋自体の値上げをするのか、まちでまた補正を組んで負担するのか、まちの考え方をお聞かせください。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健） 今回の補正につきましては、ゴミ袋の業者と打ち合わせを行ったところ、中東情勢の影響でゴミ袋の原料であるナフサがですね、不足しているということで、今度の9年4月から作る新しいゴミ袋に対しての増額という形になっております。現在のゴミ袋につきましては、在庫も充分あるということで、印刷する必要がないということから、上げる考えは持っておりません。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） それでは、今、在庫も充分にあるということで、町民の値上げはないということで、4月から名寄の方に移るので、このままでいくということでよろしいですか。

○議長（南 和博君） 中野住民生活課長。

○住民生活課長（中野浩史君） 今、ご質問いただいた袋代でしょうかね。今の現在の袋代と、新しく9年4月から新しいゴミ袋になりますけれども、それはもちろん全員協議会で説明したとおり、単価は変わってございます。

○4番（名取明美君） 今現在は大丈夫という。はい、わかりました。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 11ページになります。中段に負担金補助の関係で、海外人材活用推進補助金、13人が見込まれるということですが、業種はどのような形になっておりますか、まずそれが1点。それと一番下の方になります。報酬、空家等の対策協議会委員報酬となっておりますけれども、構成メンバーはどのようになるかお聞かせいただきたいと思います。それから15ページになります。下、12節、委託料。スキー場の関係ですが、榊さんがお亡くなりになりましてですね、適合検査を業者に委託というようにことで説明がございました。今まではどうだったのか、またシステムが変更になったのかどうかをお聞きたいと思います。

○議長（南 和博君） 渡辺企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（渡辺善美君） 私の方からですね、海外人材の活用推進補助金ですね、あの現在ですね、あの相談に来ている件数に関しまして、13件ということで、林業関係が6件、福祉関係が6件と農業が1件の13件、13名ですね実数は。の予定となっております。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健君） 空き家等対策協議会に関する委員の構成メンバーということになりますけれども、空き家特措法でも、協議会を設置する、組織することが

できるということになっておりまして、構成メンバーとしましては、現状考えているところでは、市町村長、地域住民の方、あと議会の議員さん、あと学識経験者、関係機関、団体の方をお願いしようと今現状考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 最後になりますが、適合確認検査、スキー場の関係での委託料になります。これがですね、今まで榊氏の方で、スキー場のオープン前、これは何をやるかと言いますと、リフトのですね、運転が安全にですね、リフトが動くかどうかという点検をします。電気ですとか、そういったモーター関係。リフトにですね、重石、人間に見立てた60キロぐらいのウエイトを載せて、急ブレーキをかけた時に、こうリフトが、搬器がずれないとかですね、そういったことをですね、細かく点検する。これは鉄道事業法、索道事業に関するですね、法律で定められている、必ず行わなければならないですね、必須の検査となっております。これをですね、実はできる職員が榊氏しかおらず、点検項目も多数にわたっておりまして、細かい数値をこう積み上げてですね、測りながら、鉄道、索道事業のですね、運輸局の検査等にですね、説明をしなければいけないということでありまして。その内容をですね、まずはこのリフトをですね、設置していただきました東京索道さんに確認したところ、それができる職員がいるということでありましたので、もちろん私も入りますし、スキー場の従業員も入ってですね、まずはその点検のやり方、これをレクチャーしていただくということをですね、この委託事業の中で行いまして、それで我々の方でこうレクチャーを受けて、まあ1年なのか2年なのかやってみてですね、それで今度、我々の方で対応できるということになれば、この委託料は必要なくなるかなと。これまで榊氏がやっていたことをですね、職員で対応できるようになるまでの期間、この委託料でですね、業者の方にですね、来ていただいて点検を確認するということがあります。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） はい。あの海外人材の活用関係ですけれども、人数ちょっと合わないような気するのですけれども、どうですか。もう一度いいですか。人数。

○議長（南 和博君） 渡辺企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（渡辺善美君） はい。すいません。林業の関係者が6人、福祉の関係者が6人、農業が1名で13名になったのですけれども。

○議長（南 和博君） 3回目ですよ。

○10番（荒川賢一君） 3回目ですね。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） あのリフトの関係。委託料の上に旅費等2名の方が要は受講に行くっていう形ですよ。それはどんな、あの職員の方が行くんですか。

どうなんですか。専属ですか。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） こちらの美深町の索道リフトはですね、美深町の財産となっております。したがって、こちら管理するのはまちの職員が管理をしなければならないということになりますので、運行、運転に関しましては、委託ですね。スキー場の管理委託の方で毎年お願いしているのですけれども、リフトの管理自体はまちの職員がやらなければいけないということでありまして、実は私が今ですね、榊氏の後の索道技術管理者ということで、要件を満たして今、認定をされております。私ともう1名の職員がですね、予定ではこの予算可決後ですね、7月の札幌の方で行われる2日間の研修を受けて、事業の内容をですね、レクチャーを受けてこようという予定でございます。

○議長（南 和博君） 他ありませんか。

9番 和田君。

○9番（和田 健君） 私も、空き家対策協議会、荒川議員が質問していたところで、追加になるのですけれども、これ年4回の集まりと説明を受けているのですけれども、空き家対策ですので、所有者の問題ですとか、そういうのもあるかと思うのですけど、どういった内容の集まりの話になるのか、その内容をちょっとお聞きしたいのと、あともう1点になります。ページが変わりまして、12ページ、13ページの農業振興費ですね。こちらの方で畑作物産地生産体制確立強化緊急対策事業補助金の中で、労働負担軽減対策の説明で、小豆の部分、説明あったかと思うのですけれども、こちらの方、小豆の方の受益者数と小豆の作付面積をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健） 空き家対策の協議会を設置するにあたってですね、協議をしていくという形になるのですけど、内容としましては、まずは空き家の計画ですね。そちらの作成に関する協議ですとか、管理に関する事項、あと特定空き家の認定に関する事項等をですね、協議していくという形になります。

○議長（南 和博君） 加藤農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（加藤保昭君） はい、すいません。小豆の方なのですけれども、令和8年度、受益者4戸の予定です。面積が20ヘクタール、20町の予定です。はい、以上です。

○議長（南 和博君） 9番 和田君。

○ 9 番（和田 健君） 空き家対策の協議会の方はわかりました。それで、あとは今の受益者数と作付面積の方なのです。小豆に関するとこなんですけれども、こちらの方、小豆は一応、新しい取り組みというか、これから産地としてどうなるかというところかと思うのですけれども、町としてですね、こうやって補助するにあたって、やっぱり受益者さんたち、農家さんとある程度の継続性の話はされているのでしょうか。もうやっぱり補助するのだから、これぐらいは年数頑張ってくださいとか、やっぱり農家だとそこら辺、考えが色々あって、ダメだったらもうすぐ別なものとかならないのかなという心配があるのですけれども、そこら辺の考えをお聞かせください。

○議長（南 和博君） 加藤農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（加藤保昭君） 小豆に関しましては、こちら、かぼちゃの輪作の関係で、それこそ当初予算でお話したように、小豆、かぼちゃと小麦の連作を回避しようということで、新たな品目を入れていこうという取り組みの中で、小豆を入れていこうということでお話をしたかと思います。こちらについては、コンバインを入れて労働力の省力化をして、できるだけ面積を増やして、輪作の 1 つに入れて継続していこうということで、計画をして、できるだけ長く続けていただけるように、はい。生産者の方の考えもありますし、農協さんとの関係性もありますので、協力しながらできるだけ続けていきたい、品目に入れてやっていきたいとは考えております。

○ 9 番（和田 健君） わかりました。

○議長（南 和博君） 2 番 望月君。

○ 2 番（望月清貴君） それでは 3 つほどお聞きしたいと思います。9 ページの歳入のところなのですけれども、一番下、教育債 6 0 万という 6 0 万円ですね。美深高等学校教育振興事業債 6 0 万円ということなのですが、これは対応する歳出として見たときに、ちょっと説明あったのかもしれませんが、13 ページの下の方ですね。教育費の事務局費、美深高等学校教育振興協議会負担金、下宿生の助成の関係なのかなと思います。ただ、これが 5 6 万 6 千円だったので、この差の 3 万 4 千円というのは何かあったかをまず 1 点お聞きします。それと 11 ページ、歳出なのですから、一番上ですね、上の方に会計年度任用職員さんの報酬ですとか補正追加ということですが、ご説明では 2 人分増ということでございましたけれども、配置の目的とですね、部署が答弁いただけるようであればお願いします。それと、このお 2 人は新規なのかどうか併せてお伺いします。それと最後なのですけれども、これも幼児センター管理費の方だったのですが、13 ページの一番下ですね。ここにも会計年度任用職員教育保育士報酬ということで追加ということなのですが、正規職員の方の正規採用がかなわなかったということで、やむを得ない措置というか対応だと

思うのですけれども、今後ですね、正職員の採用を目指すのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 青木総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（青木吉信君） まず、総務費の会計年度任用職員の報酬の部分でございますが、2名追加となっております。こちらについては当初で予算付けしていた1名がちょっと辞めている部分がありまして、3名、相殺で3名増えている形にはなるのですが、その3名の配置につきましては、保健福祉課、建設水道課、農務課となっております。

○議長（南 和博君） 美高の下宿の関係は。

小林総務課長。

○総務課長（小林一仙君） 起債の額の関係なのですが、ちょっと今、手元に資料がないのですけれども、トータル、総額で支出を予定した額に56万6千円を足すと、ちょうどその繰り上げになるというようなことでの、あの、今回の補正額ということになると思います。

○議長（南 和博君） 久保教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（久保元樹君） 幼児センターの会計年度任用職員の追加の補正の関係でございますが、令和8年度に向けては正規職員が採用かなわなかったということで、会計年度任用職員の2名分の追加ということで補正を提案させていただいております。それで、令和9年度に向けてはですね、今現在ですね、保育士の養成学校等を訪問したりですとか、就職説明会に参加してですね、令和9年度に向けて正規職員を採用するように現在取り組みを行っているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは、そうですね、あの教育費、起債の関係につきましては、既存の今回、補正でないものも含めて60万になるということですね。理解しました。それから、会計年度任用職員さんはいろいろ入れ替えがあるようにも全体で見ましたので、新たにということではなく、異動で来ているという3人、2人ですか、になるのか確認だけお願いします。それから幼児センターについては、あの、保育教諭については来年度、目指していくということで取り組みよろしくをお願いします。1点だけ。

○議長（南 和博君） 青木総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（青木吉信君） すいません。先ほどの会計年度任用職員の関係につきましては、新たに採用されている方1名となっております。あとは既存、今いる方で、配置が変わって、正職員ちょっと辞めている方もいらっしゃいますので、そういった関係もございまして、配置換えの方を行っております。

○傍聴者 聞こえねえぞ。

○議長（南 和博君） 聞こえないですか。静かにお願いします。

小林総務課長。

○総務課長（小林一仙君） 会計年度任用職員全体ですね、一般管理費、まちづくり推進費、住宅管理費、幼児センター管理費、体育運営費、それぞれ補正をしております。

○議長（南 和博君） もうちょっと声張ってもらえますか。

○総務課長（小林一仙君） はい。総務費については、先ほど説明したとおり3人で、1人が新しい方、それは農業、農務課の方に配置をしております。まちづくり推進費は、元々ふるさと納税の方に1人配置していたのですけれども、これが、ここが配置なくなるということで、その分は今回、減額の措置をしております。それから住宅管理費の方では、元々1人いたのですけれども、そこに元々まちづくり推進費にいた方を住宅管理費の方に1人移しているということで、ちょっと報酬の額が、経験が長いので報酬が上がるので、その分を追加して補正しております。幼児センターは2人丸々新しく、これは募集をかけるということになっております。体育施設運営費も、これも1人、既に採用しておりますけれども、ホール等の管理等を行うための職員、会計年度任用職員を1人追加、新たにしたいということになっています。

○2番（望月清貴君） はい。分かりました。

○議長（南 和博君） 他ありませんか。

8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 先ほどから空き家対策の協議会について質問も何点かあったのですけれども、ちょっと私もわからないので、ちょっと聞きたいのですけれども、あの空き家対策については議会の中でも、それこそ管理の面、あるいは活用の面、そして古くなったものに関しての危険家屋等の解体等に関してもいろいろ議論のあった部分ではあるのですけれども、今回出てきたこの対策協議会、ここの中で何の計画を立てるのか、空き家をどうしたい、どうしていきたいのかっていう目的というか、方向性がよく見えないのですけれども、ここの協議会で行うものというものは、一体どういう、空き家をどうしていこうということなのかをちょっとお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健君） これまでもですね、空き家に関しましては、各課で対応の方を取ってきてはいるのですけれども、今回、空き家の特措法に基づいてですね、協議会の方も設置するのですけれども、町内の連携した会議ということで、役場の中でも町内連携会議というのも設置しましてですね、そちらの方と合わせて実施していくと

いう形になります。それと合わせて空き家の協議会の方もですね、設置をしてですね、まず空き家の計画の作成、こちらの方から始めていくという形になりまして、補助、国の補助ですとか、そういったものも計画を作っていないともらえないという面もありますし、町内で、道内においてもですね、やはり協議会設置しているところは50%ぐらい設置しているという形になっていまして、今後、空き家も多くなってきているということから、これは解決していかなければいけないという問題もありますので、空き家の管理に関する協議をする場ですとか、特定空き家ですね、認定だとか、そういうものを今後、事務局と合わせて協議していく、考えていくという形にしていきたいと思っております。少しでも空き家を減らせるようにですね、考えていきたいという形になります。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 今のお話を聞くと、そういう色々、事業の絡みの中から、多分こういうものを設置することによって何かの補助が得られるっていうことはわかったのですが、だから作るっていうのもわかるのですけれども、じゃあ美深町として、さっき空き家の計画って言いましたけれども、空き家をどうするのかっていう計画が見えないのですよ。我々が言ってきたのは、使えるものは活用しましょうよと。ダメなものは解体するために、解体費の額は今のままじゃ足りないのではないかっていう話もさせていただいたことでもあります。そういうことも含めてね、ここの集まった委員が何をここで協議するのかなっていう、その目的が見えないのですよね。そこをちょっと説明していただければ、美深町が空き家をどうしてこうとしていくために、こういった協議会を設けて、会議を4回開くっていうのが見えてくると思うのですけれども、そこがちょっと見えないので、この協議会が果たす目的だとか、美深町が空き家をどういうふうな形で見ていこうかっていうことをちょっと説明いただきたいなと思ったのですけれども、もう一度その辺で説明していただければありがたいのですけれども。

○議長（南 和博君） 中野住民生活課長。

○住民生活課長（中野浩史君） ただいまの質問ですけれども、基本的には今、主幹が答弁したとおりなのですけれども、この空き家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる特措法ですけれども、これは平成27年に法律が制定されているものです。この中で、空き家の適切な管理は、所有者の責務であることが明文化されています。それで、管理が不十分な所有者には、市町村が助言・指導・勧告といった行政指導ができるようになっていきます。この特措法に基づいて、空き家に関して適切な措置を講ずるために協議、検討を行う組織として、この空き家等対策協議会を設置するものでございますけれども、協議会まだ設立されてございませんので、基本的にはこの協議会の中でいろいろと検討・協議して

いくことになると思いますけれども、基本、先ほど言った国の補助金が空き家対策総合支援事業というものがございまして、こちら利用するためにはこの市町村の計画が必要となっていますので、こちらの策定も同時並行で進めていくという考えです。

○議長（南 和博君） 8 番 藤原君。

○8 番（藤原芳幸君） 法律的に色々カバーしている部分があるので、ここのその部分に関して、この協議会であれこれってということには多分ならんとは思いますが、今の印象だと、そういったものも踏まえて、空き家の問題だとか、色々町内の中での協議会の中でいろいろ意見を聞いて、それを、その今後のまちとしての空き家対策の事業に取り入れていくという形のものなのか、あくまでもこの今言った法律上で色々決めていること、こういうことができる、こういうことを勧告できるとか、色々あると思うのですけれども、それをこの代表の人たちに、代表っていうか、委員の方たちに説明をして、町の取り組みを知ってもらうという仕組みなのか、ちょっとそこだけ。ちょっと僕の範囲ではそれぐらいしか理解できなかったのですけれども、どういう形になるのかだけ、ちょっともう一度、もうこれ以上聞けませんので、お願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中野住民生活課長。

○住民生活課長（中野浩史君） ただいま協議会の関係で、先ほどご説明したとおりなのですが、まずはですね、危険家屋と言われている家屋ですね、それをどうにかしようという目的でございまして、まずはその危険家屋、今、特定空き家等、判定はまだこれからするんですけれども、想定される危険家屋は5件程度と捉えておりますので、まずはその家屋をどうするかっていう協議を進めていきたいという考えです。

○議長（南 和博君） 他ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第31号について採決します。議案第31号 令和8年度美深町一般会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第31号は可決されました。

◎日程第4 議案第32号 令和8年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第32号 令和8年度美深町介護保険特別会

計補正予算（第１号）を議題とします。これから議案第３２号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第３２号について採決します。議案第３２号 令和８年度美深町介護保険特別会計補正予算（第１号）に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第３２号は可決されました。

◎日程第５ 議案第３３号 令和８年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（南 和博君） 次、日程第５ 議案第３３号 令和８年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。これから議案第３３号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

１０番 荒川君。

○１０番（荒川賢一君） 配水管及び給水費の関係でお聞きをいたします。工事を終了してですね、さほど期間が４、５年の状況だと記憶しておりますが、工事終了後のですね、漏水等の毎年のチェック体制っていうのは、業者との連携っていうのはどのようになっているか、まずそれを聞きたいと思います。

○議長（南 和博君） 町屋建設水道課長。

○建設水道課長（町屋英雄君） 今、お尋ねの件でございますが、吉野地区は中山間事業、道営事業でですね、こちらの方で給水区域拡大となりまして、工事の方を行って接続をしている箇所でございます。しかしですね、一部、斑浜高台地区と、あと吉野地区の一部なのですけれども、古い管につないでいる箇所もありまして、その部分からの漏水も疑われるものですから、今回、調査の方を出したいということでございます。あと、その漏水量の把握についてでございますが、遠方監視装置、こちらを活用してですね、毎日、スマートフォンですとかパソコンの方に流量が入ってくることになっておりますので、それで毎日監視するような形になってございます。それはあの、私、町の方でですね、監視の方はしております。以上です。

○議長（南 和博君） １０番 荒川君。

○１０番（荒川賢一君） あの調査内容は今、お聞きしてなんとなくわかるのですが、そ

の地域、地域の住民に対しての影響ってのは別に何も無いのでしょうかね。

○議長（南 和博君） 町屋建設水道課長。

○建設水道課長（町屋英雄君） 今現在ですね、漏水が起きてても水圧低下だとかそういった報告はいただいておりますし、ただですね、今回調査するにあたって、夜間、バルブを閉めて調査をやるんですけれども、そのバルブの締め切りも監視装置を見ながらですね、流量の変化を見て、その締め切りの時間を一箇所5分以内に収めるですとか、そういったことを対応することによってですね、若干の水圧低下はあるかもしれないんですけれども、完全に水が止まるということはないものと想定してございます。以上です。

○議長（南 和博君） 8 番 藤原君。

○8 番（藤原芳幸君） 私からもちょっと伺いたいと思いますが、有収率改善のための漏水調査ということでありまして、吉野地区等に関しては先ほちょっと古い管もあるんだという説明を受けましたけれども、おそらく伸ばしていった新しいところは多分大丈夫だったと思うのですが、中央地区に関して19キロ、これに関しても調査の対象ということですが、簡易水道、特に市街地の中央っていうのは市街地なのですが、市街地においても長寿命化計画で、管の更新ということも併せてずっと進めてきている中で、今回のこの19キロっていうものが更新計画の中ではどのような場所になったのか、まだ終わった場所では思わないのですが、まだ古い管のどこか、それとも更新計画の中に取り込まれたもんなのか、まだそこまで行ってなかったとこでの今回調査になるのかっていう点と、まず、そこにしときます。

○議長（南 和博君） 町屋建設水道課長。

○建設水道課長（町屋英雄君） 中央地区の調査の部分でございますが、当然ですね、これまで令和6年からの更新工事をやっている部分、こちらの部分もですね、一応その19キロの管の範囲には入らないとはちょっと言い切れないのですよね。確かにそのどこで漏水しているのかっていうのがわからないので、今回、その区域、その路線、どの路線で漏水が多いのかっていう、そういった詳細な調査をですね、今回の委託の業務の中でやらせていただくということ、これが主な目的となってございます。

○議長（南 和博君） 8 番 藤原君。

○8 番（藤原芳幸君） それではこの結果を見て、いろいろ対策を立てていくことになると思うのですが、この状況の結果次第、結果によっては更新工事ですか、そちらの方もその結果を見ながら、じゃあ、今後の計画を練り直していくとかっていうことになっていくのかなと思うのですが、逆にここが見ちゃったら大丈夫だっていうことをわかったら、また計画もいろいろ変わるとは思うのですが、そういうことも含めた中

で、おそらく総合的に今後の長期寿命化計画の中でどこをどうしていくかっていうことが決まっていくのかなと思ったんですけれども、そのような形で今後も進めていくものと思っ
てよろしいのでしょうか。

○議長（南 和博君） 町屋建設水道課長。

○建設水道課長（町屋英雄君） 今、進めております配水管の更新工事、これにつきましては、町の幹線、配水管、要するに例えば災害時の避難所ですとか、そういった町のメインとなる施設に接続する配水管、こちらの更新を今、重点的に進めている最中でございます。今回の調査でですね、そういった部分の漏水があってもですね、簡易的な補修等を行ってですね、その後、本格的な更新工事をやるような形にはなるかとは思いますが、実際その調査をしてみないと何とも言えないというのが現状でございますので、そのどこで漏水しているかっていうのがわかればですね、今後の計画にもちょっと影響する部分があれば、総合的に判断して対応してまいりたいと考えております。

○議長（南 和博君） 他ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第 33 号について採決します。議案第 33 号 令和 8 年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第 33 号は可決されました。

◎日程第 6 議案第 34 号 令和 8 年度美深町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（南 和博君） 次、日程第 6、議案第 34 号、令和 8 年度美深町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。これから議案第 34 号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第 34 号について採決します。議案第 34 号、令和 8 年度美深町下水道事業会計補正予算（第 1 号）に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第 34 号は可決されました。

◎日程第 7 議案第 35 号 工事請負契約の締結について

○議長（南 和博君） 次、日程第 7 議案第 35 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第 35 号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。今回の工事請負契約の締結につきましては、北 4 丁目道路改良舗装工事に係るものであり、工事請負業者を決定するため、6 月 9 日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結したところであります。この契約の締結にあたりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき、原案ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。追加議案書の 1 ページをご覧ください。議案第 35 号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。1 つ目、契約の目的、北 4 丁目道路改良舗装工事。2 つ目、契約の方法、指名競争入札による契約。3 つ目、契約金額は 8,415 万円。4 つ目、契約の相手方ですが、こちらは美深町字東 4 条北 4 丁目 7 番地、株式会社山崎組 代表取締役社長 山崎晴一さんでございます。契約の締結に当たりましては、先週 6 月の 9 日ですが、3 社による指名競争入札を行っております。予定価格は税抜きで 7,850 万円。これに対しまして、最低価格、落札価格となったのが 7,650 万円でございます。この価格に消費税相当額を加えた額、これが 8,415 万円、これで、この金額で契約しようとするものでございます。参考までに、落札率は 97.5%でございました。工事概要を説明しますので、次のページの左上の表をご覧くださいと思います。まず 1 つ目の工事場所なのですが、美深町字東 1 条北 4 丁目で、右の位置図を見ていただきますと、国道 40 号を起点としまして、東の方に向かいまして、SUN21 の地先まででございます。工期につきましては、契約の日から令和 9 年 1 月 30 日まで。工事概要を説明させていただきますが、北 4 丁目道路の総延長というのは 282.28 メートルでございます。令和 6 年度に改良舗装工事に着手しまして、令和 7 年度までに、7 年度までの

2年間で128.85メートルの改良舗装工事を完了してございます。残る153.43メートルをこの令和8年度の工事で実施いたしまして、全線完了するものでございます。路肩を含めました車道幅員が8メートル、車道の両側に3.275メートルの歩道を整備いたします。道路の平面図と断面図につきまして掲載いたしましたので、御目とおしいただきたいと思ひます。以上で議案第35号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第35号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 確かこの道路、通学路になっていると思うのですが、その辺はどのような対応をするのでしょうか。

○議長（南 和博君） 田畑建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） 聞こえますか。工事期間中はですね、片側通行や通行止めなどの規制がどうしても発生してしまいます。この場合ですね、そういった施工になってしまいますので、そういったお知らせをしながらですね、配慮しながら進めていくような形になるかと思ひます。さらに、町民に対しても防災端末等で配信し、さらに誘導員を設置しますので、その辺を対応しながら工事は進めていくような形になるかなと思ひます。

○議長（南 和博君） 他ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第35号について採決します。議案第35号 工事請負契約の締結について賛成の方は挙手願ひます。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第35号は可決されました。

◎日程第8 同意第2号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第8 同意第2号 美深町農業委員会委員の任命について乃至 日程第17 同意第11号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 同意第2号から11号まで、美深町農業委員会委員の任命について一括して提案説明を申し上げます。現農業委員の任期満了に伴い、令和8年7月20日から新たに就任いただく農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8

条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。本町の農業委員会委員につきましては、定員10名、任期は3年間でございます。農業委員会委員の任命に当たっては、農業委員会等に関する法律第8条第1項に、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌に属する職務を適切に行うことができるものであること。第5項に認定農業者が過半数を占めなければならないこと。第6項に農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しないものを含めなければならないことが要件として規定されております。今回提案する10名につきましては、認定農業者が過半数を超える7名、利害関係を有しない者が1名となっておりますので、この要件を満たしております。それではご提案申し上げます。同意第2号 長谷川和夫氏は昭和49年生まれの現在51歳。町内吉野地区で水稻・畑作を経営する認定農業者で、平成29年から3期9年にわたり農業委員会委員としてご活躍いただいております。同意第3号 荒瀬 卓氏は昭和52年生まれ、現在48歳。町内恩根内地区で畑作を経営する認定農業者で、昨年度までは恩根内営農集団長としてご活躍されておりました。同意第4号 野上秀樹氏は昭和36年生まれの現在65歳。町内東栄地区で畑作を経営する認定農業者で、これまで東栄営農集団長、美深土地改良区理事などを歴任され、現在、東自治会長としてご活躍されております。同意第5号 佐藤能將氏は昭和34年生まれの現在66歳。町内敷島地区で畜産を経営する認定農業者で、令和2年から2期6年にわたり農業委員会委員としてご活躍いただいております。同意第6号 山下博史氏は昭和50年生まれの現在51歳。町内南地区において水稻・畑作を経営する認定農業者で、平成29年から3期9年にわたり農業委員会委員としてご活躍いただいております。同意第7号 樋口國先氏は昭和50年生まれの現在50歳。町内富岡地区で水稻・畑作を経営する認定農業者で、平成29年から3期9年にわたり農業委員会委員としてご活躍いただいております。次に、同意第8号 梶田祐嗣氏は昭和61年生まれの現在40歳。町内玉泉地区で畑作を経営する認定農業者で、現在玉泉営農集団長、北海道農業共済組合総代としてご活躍されております。同意第9号 竹本ゆかり氏は昭和47年生まれの現在53歳。町内玉泉地区で家族とともに酪農に従事され、これまで北はるか農業協同組合女性部長などを歴任されております。同意第10号 加川可名子氏は昭和48年生まれの現在52歳。町内富岡地区で家族と共に水稻・畑作に従事され、令和2年から2期6年にわたり農業委員会委員としてご活躍いただいております。同意第11号 平田耕二氏は昭和30年生まれの現在71歳。昭和53年から令和8年3月までの48年間、美深町農業協同組合、北はるか農業協同組合の職員として、地域農業の発展のため尽力されてきました。非農業者であり、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者として最適任であると考えております。以上、10名の方につきまして、地域農業、

農地事情に精通しており、農業委員会委員として最適任の方であると考えておりますので、任命についてご同意を求めるものでございます。満場のご同意をくださいますようよろしくお願い申し上げ、一括しての提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから同意第 2 号乃至同意第 11 号について一括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。討論は省略し、これより同意第 2 号乃至同意第 11 号を採決します。なお、この採決は起立によって行います。まず、日程第 8 同意第 2 号、美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって、同意第 2 号は同意することに決定しました。

◎日程第 9 同意第 3 号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第 9 同意第 3 号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって、同意第 3 号は同意することに決定しました。

◎日程第 10 同意第 4 号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第 10 同意第 4 号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって、同意第 4 号は同意することに決定しました。

◎日程第 11 同意第 5 号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第 11 同意第 5 号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって、同意第 5 号は同意することに決定しました。

◎日程第 1 2 同意第 6 号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第 1 2 同意第 6 号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって、同意第 6 号は同意することに決定しました。

◎日程第 1 3 同意第 7 号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第 1 3 同意第 7 号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって、同意第 7 号は同意することに決定しました。

◎日程第 1 4 同意第 8 号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第 1 4 同意第 8 号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって、同意第 8 号は同意することに決定しました。

◎日程第 1 5 同意第 9 号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第 1 5 同意第 9 号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって、同意第 9 号は同意することに決定しました。

◎日程第 1 6 同意第 1 0 号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第１６ 同意第１０号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって、同意第１０号は同意することに決定しました。

◎日程第１７ 同意第１１号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第１７ 同意第１１号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって、同意第１１号は同意することに決定しました。

◎日程第１８ 同意第１２号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（南 和博君） 次、日程第１８ 同意第１２号 固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第１９ 同意第１３号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 同意第１２号及び第１３号 固定資産評価審査委員会委員の選任について一括して提案説明を申し上げます。本件は、現在、固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいております３名の委員のうち、遠藤伸浩委員と深澤光宏委員の２名が６月２６日をもって任期満了となることから、引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求めるものであります。同意第１２号 遠藤伸浩氏は昭和３５年生まれの現在６５歳、現在町内で菓子店を経営されており、平成２６年から４期１２年間にわたり固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。同意第１３号 深澤光宏氏は昭和４６年生まれの現在５５歳、現在町内で農業を営営されており、令和２年から２期６年にわたり固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。遠藤氏、深澤氏、両名とも、これまでの豊かな経験と公正なる判断から、固定資産評価審査委員会委員として最適任の方であると考えておりますので、引き続き選任いたしたく同意を求めるものであります。なお、任期は地方税法により３年間となっております。満場のご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます、一括しての提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから同意第 1 2 号及び同意第 1 3 号について一括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。討論は省略し、これより同意第 1 2 号及び同意第 1 3 号を採決します。この採決は起立によって行います。まず、日程第 1 8 号 同意第 1 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって、同意第 1 2 号は同意することに決定しました。

◎日程第 1 9 号 同意第 1 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（南 和博君） 次、日程第 1 9 号 同意第 1 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって、同意第 1 3 号は同意することに決定しました。

◎日程第 2 0 号 意見書案第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第 2 0 号 意見書案第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は名取議員、賛成者は小口、藤原、田中、望月、木下の各議員です。この際、提出者の名取議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

4 番 名取君。

○4 番（名取明美君） 意見書案第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について。地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条の規定により、下記のとおり意見書を提出する。提出者、名取、賛成者、小口、藤原、田中、望月、木下議員です。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣です。これより意見書を朗読させていただきます。日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書案。広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 7 2 年を経た 2

017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。現在99か国が署名し、74か国が批准しています。核兵器禁止条約は、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」さらにその「使用」と「使用するとの威嚇」も禁止し、条約締約国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、また配備すること」を禁止しています。日本国民のおよそ9割が戦争を知らない世代となり、悲惨な体験を後世に伝えていかなければなりません。国際社会はこれまで1970年に発効した核拡散防止条約（NPT）の下で核軍縮を進めてきました。NPTには3つの柱があり、一つには核保有国による核軍縮、2つ目には非保有国への不拡散、3つ目が原子力の平和利用がありますが、現在の国際状況を見ると、核兵器保有国による威嚇など不安定化の要因には、5大国には核兵器の保有が認められている事が、核保有国と核を持たない国との不平等さが生じており、核兵器廃絶の取り組みに向けた条約への反対は矛盾するものです。核保有国のアメリカとイスラエルは、2026年2月28日、イランへの先制攻撃を行いました。これらは、核兵器禁止条約にも先制攻撃禁止の平和的解決を定める国連憲章にも違反するものです。また、ロシアの指導者は、ウクライナへの軍事侵略において「世界で最も強力な核保有国の一つだ、我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇も行い、パレスチナでは閣僚がガザへの核兵器使用も「選択肢」との発言もありました。我が国は、広島・長崎の経験を有する唯一の戦争被爆国で、世界のリーダーとして国内外の世論と核廃絶の流れを積極的に主導すべきで、戦争のない平和な世界の実現は国民恒久の願いです。2024年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんが、自らの体験、証言をとおして核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会は称えています。よって、日本政府に対し、核兵器禁止条約に早急に署名し、批准されるよう強く求めるとともに、それまでの期間はオブザーバーとして締結国会議及び検討会議に参加するよう強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第1号を採決します。意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、意見書案第1号は原案どおり可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第21 意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第21 意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は和田議員、賛成者は田中、荒川、名取、中瀬の各議員です。この際、提出者の和田議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

9番 和田君。

○9番（和田 健君） それでは、意見書案第2号についてご説明申し上げます。ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書の提出について、地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記のとおり意見書を提出する。提出者は私、和田、賛成者は田中、荒川、名取、中瀬各議員でございます。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。趣旨の説明は意見書案の朗読をもって代えさせていただきます。ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案。本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道において、本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。本町をはじめ、道内各地域では森林資源の循環利用に向けて森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担

う人材の育成など、様々な取り組みを進めてきたところである。本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては次の措置を講ずるよう強く要望する。１、地球温暖化や山地災害の防止など、森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取り組みを進めること。２、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ＡＩ技術やＩＣＴ等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものでございます。議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第２号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第２号を採決します。意見書案第２号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、意見書案第２号は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第２２ 議員派遣の件

○議長（南 和博君） 次、日程第２２、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第１２２条の規定によって、お手元に配布のとおり議員派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり決定しました。

◎日程第２３ 承認第２号 閉会中の所管事務調査の申し出

○議長（南 和博君） 次、日程第２３ 承認第２号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会、産業教育常任委員会及び議会運営委員会からお手元に配布の調査事項につきまして、閉会中の所管事務調査の申し出です。本件、申し出のとおり承認したいと思いますのですが、そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査の申し出は承認と決定しました。ここで暫時休憩します。再開はおおむね１１時４０分とします。議長から議会運営委員会を招集しますので、委員会室にお集まりください。

休憩 午前１１時２４分

再開 午前１１時４１分

○議長（南 和博君） 休憩を解き、会議を再開します。諸般の報告を行います。休憩中に議会運営委員会が開かれ、長側から追加議案が提出されました。追加議案は議案第３６号 工事請負契約の締結についての１件であります。

お諮りします。議案第３６号 工事請負契約の締結についてを日程に追加し、日程第２４として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３６号 工事請負契約の締結についてを日程第２４として議題とすることに決定しました。

◎日程第２４ 議案第３６号 工事請負契約の締結について

○議長（南 和博君） 只今追加しました、日程第２４ 議案第３６号 工事請負契約の締結についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第３６号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。本件、工事請負契約は、美深町ふれあい公園木製遊具設置工事に係るものでありま

す。施工事業者を決定するため、公募型プロポーザル方式によりプレゼンテーションを実施し、施工候補事業者から見積もりを徴して施工事業者を決定し、本日、仮契約を締結したところであります。この契約の締結に当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき、原案ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。追加議案書の1ページをご覧ください。議案第36号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。1つ目、契約の目的、美深町ふれあい公園木製遊具設置工事。2つ目、契約の方法、公募型プロポーザルによる随意契約。3つ目、契約金額5,999万4千円。4つ目、契約の相手方、千葉県流山市おおたかの森北1丁目8番地の6 株式会社三英 代表取締役 三浦 賢さんでございます。この工事におきまして採用いたしました公募型プロポーザルによる随意契約につきましてですね、事業者・金額の決定までの経緯を説明させていただきます。このプロポーザルに関しましては、4月の1日に美深町のホームページにおきまして、工事の実施について広告し、業者を、事業者を募っております。結果、2社からの応募の意思表示がございましたので、参加資格の審査などを行い、6月1日にプレゼンテーションを実施して、9名の審査委員で構成する審査委員会で、事業提案のあった遊具の内容、それから利用者への配慮、安全性、それから維持管理についてそれぞれ評価を行って、評価点数の高い提案者を契約の候補者としたところでございます。その後、芝の管理上の観点から工事内容の一部見直しを行いまして、6月9日に見積書を徴して金額を決定したところでございます。工事概要について説明いたします。次のページの上の表をご覧ください。遊具の設置場所につきましては、美深町字開運町25番地 美深町ふれあい公園内でございます。工期は契約の日から令和10年11月30日までの3年度間にわたる継続工事でございます。工事概要ですけれども、設置するのは木製遊具で、4組の遊具で構成されておりまして、主要部材は北海道産の杉材でございます。まず1つ目にはハッスルマウンテンでございまして、これが図でいうと中央の上の方に赤い文字で書いてありますけれども、ここになります、6歳から12歳の児童を対象にした遊具でございまして、全部で50のアイテムで構成される複合遊具でございます。名称の横に括弧書きで記しております数字は、遊具を構成するアイテム数ということで、ハッスルマウンテンは50ということでご理解ください。2つ目がリトルトレ

イルでございますけど、こちらは3歳から6歳の幼児を対象にした遊具でございます、全部で13のアイテムで構成された、こちら複合遊具でございます。3つ目のインクルーシブブランコ。こちらは幼児と児童の幅広い年齢層が利用できるよう配慮された遊具で、こちらは単独の遊具でございます。4つ目、これが一番右側の青い字で書いてあります。小さなものですが、このコージハウスにつきましても、幼児と児童の幅広い年齢層が利用できるものとなっておりますが、遊具というよりも、イメージとしては休憩場所という方がイメージしやすいかもしれません。これらの遊具につきましては、3年かけて整備いたします。令和8年度はハッスルマウンテンの一部でありますワイドスライダー、チューブスライダーなど15アイテムを整備いたします。一番下の年度別完成予想図の左側の図をご覧ください。9年度につきましても、ハッスルマウンテンの一部でありますアミダの山、ミステリーサークル、ロープリバーなど30のアイテムを整備いたします。これが下の図の真ん中の図ということになります。令和10年度につきましても、ハッスルマウンテンの残りのアイテムでありますアミダの山、ミステリーサークル、ロープ、ごめんなさい、違います。残りの5つのアイテムを整備しますのと、2つ目のリトルトレイル、それから3つ目のインクルーシブブランコ、それから4つ目のコージハウスを整備して、全体が完成する計画となっております。表の下の全体図、全体図というか、完成予想図で、これは南の上の方向から俯瞰した、南の西から俯瞰したイメージの図面となっております。その下の各年度の工事完了時の完成予想図を掲載しましたので、ご覧いただきたいと思います。はい、以上で議案の説明といたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第36号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 木製の遊具ということで、まず冬の期間、冬期間の使用は可能なのかどうか、それが1点。それと、管理はどこが行うようになるのでしょうか。お聞きをしたいと思います。

○議長（南 和博君） 田畑建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） 冬期間の使用ということですね。冬期間の使用は基本的には考えておりません。それともう1点、管理の関係ですね。管理については、町が指定管理を行っている事業者、指定管理の範囲で今後、管理もお願いするのと、この締結した事業者との連携をしながら進めていくような形になると思います。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） あの、こちらに関しては、千葉県流山市の業者ということで、ちょっ

と心配な点もあるのですけれども。というのは、北海道での実績もあるとは伺っておりますけれども、まるっきりこの美深町に設置するこの遊具っていうものは、よく車でいうと北海道の場合は寒冷地仕様なんてあるんですけれども、積雪、寒冷地に対応するような何か特別な仕様になっているのか、まるっきり本州と同じ仕様のものを美深町の公園に設置することになるのか、その辺ちょっと心配な点がどうなのかっていう部分と、あと3年計画になってますので、5,900なんぼでしたっけ、約6千万弱で契約になってはいますけれども、よく最近の契約の中ではスライド条項ということで見直し等も含めるような契約が多いわけですが、これに関してはそういった状況になっているものなのかどうなのかを伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 田畑建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） 本事業者はですね、本州に本社を置いておりますが、札幌にも営業所を持っております、北海道内での事業実績も多数あります。サッポロさとらんどさんですとか、本別町さんですとか、あと千歳市さんですとか、そういったところで事業実績があります。さらに、木製遊具の雪の関係ですが、心配されるとおりですね、審査会の中でも多数質問がされておりました。積雪に荷重を考慮した構造設計となっております。設計構造上、安全性を確保しているということもあって、想定外の雪等の影響もありますので、その点はですね、定期的な点検を行いながら、補修等講じながらですね、安全性の確保に努めていきたいと思います。それと契約については、美深町の工事請負契約をもって締結を予定しております。その中での約定の中でできる範囲といいますか、約定の中での契約になってくるかなと思います。現在のところはですね、3年間継続して、先ほど継続費でも認めていただいたとおり、この契約金額で3年間は進むということになりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務課長。

○総務課長（小林一仙君） はい。今、田畑の方からも説明がありましたけれども、こちら継続費で設定しております。総額が6千万円ということになっております。仮にこの先、資材が高騰するなどがあって、総額で6千万円を超えるようなことがある場合は、これは継続費の補正を行わなければならないことになっておりますので、もしもそういうことがあれば、こちらの補正をまた提案するということになると思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 1点お伺いします。今、3年間の計画ということでございまして、今年度、具体的に言うと、今年度は8年度の工事をするということになる、設置工事になるかと思うのですが、2ページ目、36号の資料があるのですけれども、通常の契約の場

合とちょっと趣が変わっているなと思ったのですよね。もうちょっと精緻な、普通はですね、図面なるのかなとは思いますが、これで考えるしかないのかなと思うのですが、この図は、図であるのですが、ちょっと1つだけ教えていただきたいのは、位置図ですね、位置的な関係ですね。この公園には水遊びする場所ですとか、トイレもあったと思うのですが、その位置関係がまずどうなのかっていうだけ教えていただけますか。

○議長（南 和博君） 田畑建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） 設置位置についてですが、美深ふれあい公園の中に設置をするわけですが、美深駅南側から7線道路までが美深ふれあい公園相対的にあります。その美深駅南側から噴水ですとか砂場までありますが、それは何もしません。そのまま置いておきます。その右側に空きスペースがあるかと思います。空きスペースを活用して築山の手前までを想定しております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） すいません、ちょっともう一声あれなのですが、右側っておっしゃいましたかね。南側。そうするとトイレとか噴水より北ではなくて、むしろそれより南という。そうするとこの反対側が。反対側ですね。わかりました。そうすると、これ、この図に向かって左側に。左側っていうか、手前の方に噴水とトイレがあるような感じなのでしょうかね。

○議長（南 和博君） 田畑建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） この図でいくとですね、向かって左手の方が噴水ですとか、砂場、ミニ遊具があるところです。右手には築山があると。そのちょうど中間地点に今設置します。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） ちょっとそれとそうですね、6千万ということですけど、これから9、10年度と年度それぞれ予算が提案されて、それに基づいて進んでいくということによろしい。その都度決めていくということによろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 小林総務課長。

○総務課長（小林一仙君） ご質問のとおり、各年度で2千万円を予算計上しまして、9年度、10年度それぞれ工事が進むということになります。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） これ2社の応募があったっていうお話を聞いたのですけれども、この2社のうちこの1社に決定した、その優位性っていうものはどのようなものだったかが、まず1点お聞きします。それと、道内での実績、何件やっているかっていうこともお

聞きたいと思います。それともう1点聞いてもう1回聞きますけれども、遊具、小さい子どもさんや何かはもちろん使うんですけれども、事故等の心配があったらどうしようかなと大変気にするところなんです、そういう保険関係は、遊具に対しての保険っていうのは万全なのかどうか、このまず3つお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 田畑建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） まず1点目の審査の結果、概要といいますかにつきましては、応募のあった今2社のうち総合評価点が最も高かった本日議案にお示ししている事業者を選定してきております。審査にあたっては、先ほど副町長からご説明申し上げたとおり、9名の委員会を設置し、審査基準を9項目設けてですね、書類審査、プレゼンテーションで書類審査を行ってきまして、確認・採点した結果、それを集計し、総合評価点によって評価を行ってきているという形になります。どの辺に差がついたのかというところなんです、審査項目のうち9項目ありますが、利用者の配慮、安全性確保といった観点については、両提案ともですね、大体同程度の評価を得られました。その一方で、今回提案しております業者につきましては、子どもたちの感性や好奇心を喚起する遊具の構成ですとか、インクルーシブ遊具の含む整備内容、さらに加えて継続的な維持管理を見据えたメンテナンス計画がですね、高く評価されて、総合的に最も優れた判断というような形になっております。道内の利用実績ですが、先ほども少しちょっと触れましたが、三英さんの実績です。道内で行くと、「サッポロさとらんど」という公園というのでしょうか、公園で木製のアスレチック遊具が整備されております。本別町ではレールウェイ遊具一式の工事も受け持ったり、白石公園の再整備事業ではコンビネーション遊具の受け持った実績があります。さらに、千歳市さんでは法面の滑り台の複合遊具だとかが受け持って事業実績となっております。そして安全対策につきまして、遊具、各遊具ですね、対象年齢、さらに使用基準を設けた看板を設置する予定となっております。それを見ていただいて、各皆さんの。遊具を使っていただくこととなりますが、保険も対象になりますので、その辺はですね、事業所と打ち合わせをしながら進めていきたいなと思っております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 2社のうちに、これ今現有あるのはプラスチックの遊具が隣にあるんですけれども、木製にした理由とか何かあればそれも教えてください。それとその3カ年にまたがる工事ですので、その期間中、工事中のところに立ち入ったりっていうような安全対策はどのようになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 田畑建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） 設置する理由といいますか、経過なんですけど、

これまでですね、まちづくり未来トークですとか、あと各種立地適正化計画のアンケートですとか、子ども子育て支援アンケートの中で遊具の声が寄せられてきました。その中で、本遊具の計画とといいますか、検討を進めてきております。それで、そのＪＲ美深駅の南側、都市公園なのですが、ふれあい公園はですね、平成７年度に公園当初、大型遊具が一基設置されていたのですが、平成２８年に経年劣化のため撤去して、今、小さな遊具を一基設置しております。この間、大型遊具の設置の要望もあったことがあるのですが、中々ですね、多額の費用が見込まれることからですね、予算が確保できず現在に至っている。その中でふれあい公園、こういった空き地と、さらに森林環境譲与税が最大限活用できるということもあり、木製遊具で整備をしていこうというような形で、最大限、皆さんの意見の実現を目指していくという形で進んできました。それと、工事中の安全対策は当然ながら行っています。３年間工事をする中で、周知をしながらですね、安全を確保しながら事業を進めていくような形になると思います。

○議長（南 和博君） ７番 小口君。

○７番（小口英治君） 最後になると思いますけど、この説明をちょっと受けた中では１５年ぐらいメンテナンスはあまり必要ないですってというような、２０年ぐらい持つんだらうかというような感じもするんですけども、これのその、何て言うんだらう。何年までは保証期間があるだとか、そういうような契約の中にあるのでしょうか。どうでしょう。

○議長（南 和博君） 田畑建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） 構造部材については木製の部材になりますので、日本公園施業協会というところがありまして、そこで遊具の安全性に関する基準がですね、標準期間が１０年とされております。しかしながらですね、実際の設置環境だとか利用状況、維持管理の状況だとか、定期点検によっては標準使用期間を超えてもですね、安全に使用することができるということもありますので、うちから提案したのはですね、１５年から２０年程度見込みで使用が見込まれるということも提案者からされております。しかしながらですね、その年数、十年という年数一律のみで更新時期を判断するというのはですね、中々難しいので、標準期間を一つの目安として点検等を行いながらですね、長くできれば使っていきたいなと思っております。それと、保証期間についてはちょっと待ってくださいね。保証の関係です。構造部材の保証期間については５年間無償で保証となります。さらに保守点検については３年間無償になりますので、それ以降は有償の維持費等が発生してくるような形になります。ただですね、ネットですとか、消耗品部材については大体標準期間が５年から７年と見込んでおりますが、これも木材と同様に定期点検を行い

ながら状況を判断していきたいなと思っています。

○7番（小口英治君） 分かりました。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 子どもが遊ぶ上での安全性というものをどのように想定されているのかというのをお聞きしたいのですけれども、私自身、子どもと関わる仕事があったので、こういう公園で子どもが遊ぶ姿とか、度々見ていると、本当に大人が想像できないような遊び方をして、ぞっとするようなことがあるのですよね。この完成予想図を見ていて思ったことが、この年度別完成予想図の令和8年度工事後の下にある遊具、こう筒状のトンネル式滑り台っていうのですかね、これと全く同じような遊具が札幌にもあって、子どもたちが遊んでいるのを見ると、このトンネル状の滑り台の上を登っていくんですね。上を登って行って。一番高いところ、多分地上から高さ4メートルとか5メートルぐらいありますよね。ここから落ちるとか普通にあるんですよ。これ多分落ち方悪かったら普通にこうね、死んでしまうというか、首の骨折るとか、そういったことも全然想定できると思うのですよね。あと、私自身、幼少期の時、この何て言うんですか、この滑り台の三角状のとかありますよね。こういうところに平気でこの頂上に登って立ってるとか、そういうような遊び方をしたりとかしたんですよ、僕だけじゃなくね。そういうようなことも考えて。先ほどね、対象年齢定めて看板立てるとかそういったこと言ってましたけど、子どもだけで遊ぶ場合、気休め程度にしかないと思うのですよ。守らないっていうような子どもも相当数いますよね。そこら辺の安全上の配慮みたいなものが、この遊具に少し欠けているような印象を受けましたけれども、そこら辺考えてどういうふうに思われますかね。

○議長（南 和博君） 田畑建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） 今のご質問の安全性の確保につきまして、基本的には国の指針、さらに協会の安全基準に基づいて遊具の配置計画、さらに安全領域の確保、転倒・落下防止など、そういった配慮をしながら設置面の整備を行っていきます。さらに今、議員さんがおっしゃったとおり、対象年齢ですか、注意点をする看板ですとか、そういった配慮をしながら進めていきます。さらに、こういった滑り台、危険な箇所にはですね、下にマットが敷かれて、そういった安全対策をしながらできる限りの行っていきたいなと。あと注意喚起もしながらですね、やっていくような形です。看板、看板の設置ですとか、こういったゴムマットの設置ですとか、そういったことで遊び環境を確保、努めていきたいなと思っています。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1 番（木下広悠君） 安全上の配慮はされているということなのですが、絶対ね、子どもがね、これを利用する際、僕が今言ったようなことをやる子ども、絶対出てくると思うので、そこら辺、業者の方々に口酸っぱく安全上の配慮、構造上の、怪我したくてもできないような遊具の設計にしてもらえるようお願いしていただきたいなと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 田畑建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） ありがとうございます。木下議員の意見を参考にしながらですね、これから現場監督と打ち合わせをする中で進めていきたいと思っています。

○議長（南 和博君） ほかに質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第36号について採決します。議案第36号 工事請負契約の締結について、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第36号は可決されました。これで本定例会に付議された案件の一切を終了しましたので、会議を閉じます。これで令和8年第2回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

閉会 午後12時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 望 月 清 貴

署名議員 中 瀬 亮 太